

平成24年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成24年12月12日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 12番 上田秀人君（P105～P129）

No. 2 9番 小林重夫君（P130～P141）

No. 3 1番 鈴木勝久君（P142～P162）

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。
代表監査委員、鈴木光明君から通院のため遅れる旨の報告がありました。

◎発言の取り消し

○議長（鈴木宏始君） ここで村長より発言を求められておりますので、これを許します。
村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 昨日、14番後藤功議員の一般質問の答弁の中で、「100条委員会が」から「私もします」の部分につきまして、誤解を招くような発言でありましたので、この部分の発言を取り消したいと思っておりますので、申し出をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ただいま村長より、昨日の14番後藤功君の一般質問の中での発言に対して、発言の取り消しの申し出がありました。

おはかりいたします。

ただいま村長より申し出のありました部分の発言の取り消しを許可することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、申し出については発言の取り消しを許可いたします。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第7、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇12番 上田秀人君

1. 国民健康保険について
2. 介護保険事業について
3. 放射線リスクからの健康維持管理について

○12番（上田秀人君） 12番。通告に従いまして一般質問を行いたいと思っております。

まず、質問の1点目といたしまして、国民健康保険についてでございますけれども、住所地特例について伺いますということで通告をしてあります。この問題に関しましては、私はこの場で幾度も以前から取り上げをしてきた内容であります。今さらながら大きな説明はしなくても、皆さんご理解いただいているものというふうな形で質問

に入っていきたいと思います。この西郷村の国民健康保険事業が抱える問題として、私は非常に大きな問題であるというふうに、この住所地特例の話を取り上げてきたわけであります。このことについて、村長に対して今まで幾度となく県と協議をするように求めてきた経緯がございます。それを受けて、村長のほうでは多分県と協議をさせていただいたというふうに理解をしておりますけれども、その協議の内容について、できれば時系列でお話をさせていただければ、お示しをさせていただければというふうに思い、まず伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

おただしのとおり、国民健康保険の住所地特例制度につきましては、平成7年度から創設されました。社会福祉施設等が所在する市町村の国民健康保険の負担過重を解消するために、他の市町村から転入してきた被保険者については、移動する前の市町村の国民健康保険に継続して加入するというものでございます。そこで、ご指摘のとおり、この制度が創設する以前に当村の施設に転入された方は、当村の被保険者の保険者としてその権利を取得されております。その医療費が当村の国民健康保険に影響してくるということで、これはずっとおただしのことがありました。そういうことで、どういう経過なのかと。これまでご指摘がありました、当然この整理をするために県は保健福祉部長、村瀬部長からずっと話をきて、そして各担当の高齢福祉の部分、いろいろやってきました。その実情についてはご理解をいただいているというふうに思っています。それで、平成19年の7月に具体的な調整交付金等の話をしてきましたが、平成20年度から県の調整交付金の算定対象となり、8か月分の148万7,000円が交付されたところでございます。平成21年6月にも、まだまだその負担額が大きいところから、増額を要望でございます。平成21年度からは635万3,000円、それから平成22年度は536万4,000円、平成23年度は787万7,000円が調整交付金として交付されているところでございます。次に、開所から入所されました人の数につきましては、この太陽の国への問い合わせやいろいろ調査をしましたが、今のところちょっとつかめておりません。なお、現在の対象者の人数につきましては、平成23年度の調整交付金の実績に基づきお答えをしたいと思います。対象者は179名で、出身市町村につきましては、郡山市が16名、猪苗代町が14名、白河市が11名、いわき市が10名、富岡町が8名、その他120名ということでございます。比率は中通りが57%、浜通りが22%、会津が20%でございます。また、県外出身者は2名というふうになっております。おただしの医療費につきましては、同じく平成23年度で4,383万4,000円でございます。前述の県調整交付金が交付されております。また、2,000万円程度の国の医療給付費等負担金で別途交付がされているところでございます。国保税につきましては、ほとんどの方が7割軽減のため、平成23年度の軽減総額は744万3,000円となっているところでございます。国と県からの保険基盤安定負担金の保険税軽減分の交付がございますので、4分の1である186万円が実質の保険者負

担となっているところでございます。国保財政につきましては、多くの市町村で逼迫しておりまして、今後とも適正な医療給付の啓発等を図り、健全な国保財政の運営に努めてまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の再質問を許します。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの答弁を聞いていますとですね、私、質問項目で1つで区切ったんですけども、下段のほうの質問項目の部分も答弁いただいたのかなというふうに理解をいたします。今いろんなご説明いただいたんですけども、今村長が言われましたように、この太陽の国の問題ですね、住所地特例で絡んでくる太陽の国の問題なんですけれども、昭和48年にこの西郷村に総合社会福祉施設として1つ目の施設が開所しました。その後、さまざまな施設が開所して合計で8つの施設が今村内に開所しているというふうに理解をしているわけであります。村長から今答弁ありましたように、県内はもとより県外からも2名ほど入所されているというような実績があるということであります。この住所地特例、まず2つの問題をはらんでいると思うんです。私がまず申し上げたいのは、住所地特例、いわゆる平成7年4月1日以前に入所された方、この方たちに対する保険料がかなり負担が大きくなると、村の保険料が大きくなると。この部分を私の大先輩である相馬千代吉議員、日本共産党の相馬千代吉議員でありますけれども、昭和50年の6月にこの場で、この問題を初めてこの議会の中で明らかにしたわけです。その後、ずっとこの問題が議場では論議されないまま来ているというふうに私は理解をしている。その後、平成12年に介護保険制度が始まって、そのときに初めて住所地特例というものがあるということに気がついて、その時系列で追っていくと西郷村にはこの問題があるんだということがわかったわけです。

その問題に対して、私は解決をすべきじゃないかということ調べて、当時の資料請求をしたところ、昭和50年の議会の会議録の写しがここにありますけれども、そのときの答弁の中で、当時は223名が入所されていると。このことに関して、223名の方の保険料がやはり村の国保会計の負担を大きくするんじゃないかということ指摘しています。その中で当時の村長が、「村民が全部負担したのでは大変であります。これは全部県が持つということになっております。県の保険課でも承知しております。精査の上、交付することになっております」と。ですから、西郷村には迷惑かけないですよという約束がされているんです。そういう約束がされているから大丈夫ですよということで、恐らく昭和50年の6月以降、この場では論議にならなかったと思うんです。それがずっと約束が守れないまま今日まで来ているわけですよ。そのことについてまず伺いたいですけれども、そのことに対して村長は先ほど答弁の中で、県の福祉部長さんと話をしているとかいろいろこう言われています。恐らく時系列的には、私示してくれと言ったんですけども、これなかなか整理するのは間に合わなかったのかなと思いますので、その部分はいいです。その後、具体的に平成19年、20年、21年と調整交付金のお話をしました。それで、平成21年6月

に増額のお話がございます。これ具体的に今村長が早口で数字を言われたんですけれども、ちょっとなかなか聞き取れない部分がありましたので、課長、この部分の資料って何か持っていますか、今日。（不規則発言あり）資料持っている。（不規則発言あり）じゃ、議長にお願いしたいんですけれども、その部分を今この場で資料を請求したいと思います。取り計らいをよろしくお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時11分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時15分）

○12番（上田秀人君） 大変失礼をいたしました。事前に資料を請求すべきものだという事は理解しておりますけれども、十分なヒアリングを受けなかったものですから、私のほうで受けるのを拒んだものですから、このような失態を犯してしまいました。大変申しわけございません。ただいま資料のほうをいただいたんですけれども、今ちょっと見ている最中なんですけれども、この県の調整交付金、2号交付金交付状況ということで資料が書かれています。この交付金の内容というのは確認はされましたか。いわゆる内容をどういうふうな確認をしたのか。（不規則発言あり）はい。お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） ご質問にお答えします。

平成23年度の県の調整交付金の確認ということですが、確認をいたしております。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。私が言いたいのは、この交付金の趣旨なんです。それで、今ちょっと思い出していたんですけれども、以前に私、この場で国保調整交付金82億円、県新年度予算に計上という、きょうたまたまこれ資料を持ってきたのでよかったんですけれども、これ新聞の写しなんですけれども、この保険制度の改正に伴って都道府県に財政調整の権限が移譲された。県は調整交付金として82億円程度を新年度予算に計上する見通しだという新聞の写しがあったんです。このうちの1号交付金は相当する金額が72億円と、各市町村の給付費見込み額に対して定率配分をすると。2号交付金に関しては12億円の配分、メニューは医療費の適正化支援、収納率向上に向けた対策事業など保険税の適正化徴収、3として、国保運営の広域化への対応、4、災害時減免などの特別事情への支援ということで、調整交付金の説明書きが下のほうにあるんですけれども、地域の特殊事情に応じて調整する2号交付金で更正をするというように書いてあるんです。多分、この交付金を受けてこのお金が動いたと思うんです。このいわゆる県が示してきた2号交付金、この趣旨というのは住所地特例の、私が言う平成7年4月1日以前のものに対するものなのか。この住

所地特例というのは、先ほど村長の答弁にありましたように二面性を持っていますよね。ということは、平成7年4月1日以前に入所された方が、例えば西郷に住所を移動して西郷の住人になりますよね。その方が西郷から白河の施設だったら白河の施設に行った場合に、ここにまた住所地特例が働くんですよ。例えば白河の人が平成7年4月1日以前に西郷の太陽の国に入りました。それで、平成7年4月1日以降に白河の施設に移動した場合には、住所地特例が働いて西郷が保険料を払わなきゃならない。これは介護保険の中の話ですけどもね。それに対する交付金なのか。この二面性が今あると思うんです。この2号交付金事業というのはどっちの内容なんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、住所地特例の件でお答えします。

議員おただしの住所地特例は、平成7年の4月以前に太陽の国に入所された方々の積み上げた年間の先ほどの金額でございます。あと、2点目の太陽の国から他の例えば白河とかほかの町村の施設に行った場合の保険者は、村のほうになる住所地特例の逆住所地特例ですか、そういう形も実質ございまして、そのやつがこの中に入っているかどうかは、すみません、ちょっと確認しておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。確認をしていないということで、このまま誤解したまま過ごしていいのかなと私は思うんですよ。先ほど言いましたように、昭和50年の6月、この場で初めて住所地特例、その言葉じゃなかったんですけども、その問題がここで明らかになりました。そのときにこういう約束がありますよと示されて、ずっとそのまま来ちゃったんですよ。30年、40年近い年月がもう流れているんです。果たしてここでそのまま確認しないでスルーさせていいのかなと思いますので、すぐ確認とれますか。（不規則発言あり）じゃ、ちょっと確認していただきたい。議長、すみません、もう一度休議とっていただいて確認していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 課長、それ今確認とったらわかりますか。答弁できるようになりますか。（不規則発言あり）なります。（不規則発言あり）ああ、そうですか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時21分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時24分）

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、ご質問にお答えします。

2点目の逆住所地特例ということで、太陽の国から他の自治体の施設に入った方々の実質保険者は西郷村で給付をしております。それで、この2号調整交付金にそれは

入っているかというふうなおただしですが、平成23年度のこの金額の中に16名分は逆住所地特例の分ということで、それも助成の対象になっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。逆住所地特例分として16名分が、これ平成23年度分は入っているということでもいいんですか。（不規則発言あり）残りの分に関しては、いわゆる平成7年4月1日以前に入所された方の保険料の負担を軽減するための措置として考えてよろしいんですか。（不規則発言あり）伺います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） ただいまご質問のとおり、16名が太陽の国から他の自治体の施設に入った方々の人数でありまして、それ以外的人数が平成7年の4月以前に太陽の国関係に入っておられる被保険者でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの答弁を整理しますと、平成7年4月1日以前に入所された方の分も入ってのこの交付金だというふうに理解をしてよろしいですね。（不規則発言あり）それで、この総額のうちの16名分に関しては、平成7年4月1日以前に入所されていた方が、よその市町村に移動されていたときのその分が含まれているというふうに理解してよろしいですか。確認します。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） ただいまご質問になった内容で、全員で179名で、そのうちの16名が逆住所地特例で村外に行った被保険者、残り分が平成7年の4月以前に太陽の国に入った被保険者でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの答弁をそのまま理解していけば、ようやく1つの足がかりができたのかなというところで、この小さな一歩というのは本当に大きな弾みにつながっていくのかなというふうに理解をします。このことに関しては、私は大いに評価をいたします。ずっとこの何十年も埋もれてきた話がようやく今、目の目を見て、ようやく県のほうでも認めた形になるのかなというふうに思います。これを頑張られた職員に関しては、本当に今エールを送りたいと思います。これをもとにさらに頑張ってくださいたいと。いわゆる昭和48年から始まったこの問題について、きちんとやはり整理をしていかなきゃならないと思うんですよ。これはなぜこんなことを言うのかというと、今よく耳にするのが国保も広域化されるんじゃないかという話をよく耳にするんですよ。要するに県下統一されるんじゃないかという話を聞くんです。そうなったときに、西郷だけがこういう特殊事例を持っていても、ほかの市町村は関係ないですから恐らくつぶされると思いますよ。恐らく課長も群馬県の高崎市のコロニーのぞみ園かな、こういった話も聞いていると思うんです。あそこものすごい闘いをやっていますよね。最高裁まで行ったという話も聞いています。そう

いった中でもやはり勝てなかった話がございますよね。解決されなかった問題がある。でも、その中でこの住所地特例という法律が制定されてきたなんていう話も聞いていますので、やはり西郷としてもそういった約束がある。ましてやこの西郷の議会の中の会議録の中にこうやって記録が残っている。これは恐らく村の書庫に残っていますよね。さらに、当時の国民健康保険の運営協議会の会議録も残っています。これは昭和50年の9月20日午後1時から役場第1会議室で行われた会議の会議録もここに残っています。これも写しがあります。この中でもやはり太陽の国の関係では、知事は村に負担をかけないと言っていると、約束がされているんだというのが記録に残っているんです。この足がかりをもとに、この記録をもってさらに私は交渉するべきだと思いますよ。村長、いかがですか。これは担当課長じゃなくて村長に伺います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） はい。もう言われたとおり、やっぱり公平性を確保するという意味で努力をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。努力をしていただけるということで、納得をせざるを得ないのかなというふうに思います。そういった中で、あと、先ほど医療費の関係云々がございました。記録がないということで、恐らく記録が残っていないんだろうなと思うんです。ただ、1つ足がかりとして、いわゆる重身医療、重度心身障害者の医療費の額、これは恐らく昭和、ずっと西郷村の決算の状況は残っているはずですから、そこから医療費を算定して行って、当時の決算書から推計はできるんじゃないかと私は思うんです。その数字を推計を出して行って、その数字をもとに県と交渉すべきだというふうに思うんですよ。その数字もやはり今こうやってこの議会の場でまた公になってきているわけですから、その数字も次の議会までにきちんと示すべきかなというふうに思います。あとはこういった、先ほど言うのを忘れたんですけども、せっかく職員が頑張って2号交付金の交付状況、こういうものがある。こういうものをなぜ議会に報告していなかったのか。そこはやっぱり1つ私は注意したいと思います。議会は1つになって動いていますので、こういったせっかく動いたものをきちんと示すべきだと思います。せっかくの職員の頑張りが埋もれてしまう。そのことを注意をして村長に確認したいと思うんですけども、重身医療のその医療費の額を当時の決算書などから推計して県と交渉すべき、そしてその推計したものをやはりきちんと議会にも一度報告をすべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最初の調査ではよくわかりません。ただ、今言われたように、決算から推計というのも線の一つかなというふうに思いますので、調査をいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。次の議会と今申し上げましたので、3月の定例会ですか、次の議会というのは。その議会の中で何らかの機会をとらえて、当初の会計の中

でもお話をしていただければというふうに思います。それで次の質問に入りたいと思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、介護保険事業についてということであります。この介護保険事業についても、私はこの場で何度も取り上げをしてきています。本年に関しては、9月に介護保険のことを質問いたしました。その重複する内容で今回改めて伺いますということで質問通告を入れましたけれども、9月に村長はさまざまな問いに対して検討するという答えをずっと繰り返されました。その中で、次の議会までに私は答えを出すべきですよということを申し上げましたので、伺っていきいたいと思います。これは一つ一つ伺っていきいたいと思いますので、まずはじめにデイサービスの利用時間の拡充についてということで、私は古い体制のままで質問をしていましたけれども、4・6体制、現在は5・7体制になっているんですか、5時間、7時間。この中で枠いっぱいまで私はデイサービスを利用できるようにすべきではないんですかという話をしましたけれども、いかがでしょうか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このデイサービスの利用時間の拡充については、おただしのとおりであります。これまで現在2施設が運営されておりますが、サービスの提供時間は5時間15分で、5時間から7時間の介護報酬制度を採用しております。いわゆる5・7と今言われたとおりであります。この時間内で最長7時間未満というふうなことになっております。言われたとおり、サービスの向上を図ることを求められてきておりますので、このことについて利用者サービスの向上と適正な時間を検討した結果、6時間の提供時間で実施していきいたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま答弁の中で、5時間15分のものを6時間まで引き延ばすということで今答弁いただいたんですけども、45分間の延長ということで理解をします。なぜ私がこのデイサービスセンターの時間を拡充すべきかということを行っているのかといいますと、これは実例をちょっと申し上げたいと思います。老々介護をされている方がいらっしゃいます。もう80を超えています、旦那さんは。奥さんが介護度5です。寝たきり状態になっています。旦那さんは若いときにかなりむちゃをしたということで、自分でできる限り奥さんの面倒を見たいということで、自宅で奥さんの面倒を見ながらデイサービスを利用しながら今やられています。それで、奥さんがそのデイサービスに行かれた間に、例えば郵便局、金融機関に行く、買い物に行く、布団を干す、洗濯をする、こういった細々とした日常的なことをやるそうです。そうすると、時間が短いと奥さんが行って帰ってくるまでに用足しが終わらないと。そうすると、用が全部済まないで一日終わってしまうときがある。こういった話から、デイサービスをもっと拡充してほしいということなんです。施設介護を考えたらどうですかという話をしても、先ほど言いましたように、私は若いときにむちゃをして妻に迷惑をかけた、極力自分で面倒を見たいと。施設を利用することによって介護保険料も膨らむでしょうと、サービスの料金もかかってしまうでし

ようと、私はそれ以上の負担はなかなか厳しいし、これ以上皆さん方に負担をかけるわけにいかないということで、本当に頑張られている方がいる。そういった方の声を私は村長にも聞いてほしいと思うんですよ。そういった声に耳を傾けていけば、私は今の新制度になった5・7の中で、最大限までやっぱり時間を拡充すべきじゃないかと思います。これは今デイサービスに関しては、2施設とも指定管理でやってますよね。ですから、指定管理制度に基づいて受託している業者、業者というか社協なんでしょうけれども、そこの話し合いもあると思うんですけれども、再度伺います。私は5・7の中での7時間いっぱいまでの時間を利用できるようにすべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われたように、各ご家庭の中には今のお話のように、頑張っただけで一生懸命やっている人がいます。本当に施設を利用すると、といるんなことを考えて。そのためのサービスを拡充すべきであるというのは当然だと思います。これまでそういうことも考えながらやってきたつもりではありますが、さらに、今は6時間と申し上げました。さらに拡充できますように努力してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。さらに努力してまいりますということで答弁をいただいたんですけれども、1つここで伺いたいんですけれども、いわゆる第5期の計画がこの4月から始まったわけですね。計画というか実施に入ったわけですね。計画をする段階で、私が見落としたこのデイサービスの4・6の時間が5・7に切りかわる、このことは村では事前にわかっていたと思うんです。以前からこのデイサービスに関してはもっと拡充すべきですよというのは、私、この場で2回か3回ぐらい申し上げている記憶がございます。そういった中で、この第5期の計画を立てて実施する段階に当たって、なぜこの利用時間、当初は5時間15分で止まってしまったのか。今ちょっと疑問に思ったんですけれども、その理由についてお答えいただけますか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 第5期のこの介護の計画あるいは料金、いろいろ変更する理由の中にはいろんなことを想定していると思います。今具体的にそのことを数字的にどう置きかえたとか、いろんなことについては確認できませんが、いろいろ想定してやっているというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま答弁いただいたんですけれども、4月に担当課長がかわられて、これは非常に難しい問題かなと今思いました。ただ、長としてね、きちんとやはり村民の声に対して耳を傾けるべきだと私は思います。前にもここで申し上げましたように、広報広聴活動の話をしましたよね。その姿勢がやはり十分ではないと思いますよ。もう少し村民の方を見ていただいて、村民の方の声に耳を傾けて

いただきたいなというふうに思います。そのことを指摘をしておきたいと思います。それでですね、9月にも申し上げました。いわゆるこの介護保険制度において、地域密着型のサービスに今国はシフトしようとしていますよという話をしましたよね。それをシフトすることによって、いわゆる介護保険料にはね返りが出るという部分も私は指摘をしてきたわけでありまして。いわゆる地域密着型、このデイサービスもその一つだなどというふうに理解をするわけですが、いわゆる今回この制度において、5・7の中で切りかえをしたわけですよ。5時間15分ということで切りかえしたわけですよ。これにおいて、介護保険料に対してのはね返りというのは計算してあるか、はね返りが出たかと思うんですけれども、これが保険料に対してどのぐらいの影響を出しているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 質問にお答えいたします。

デイサービスの時間の延長といいますか、5・7体制による報酬改定があつて、それによる差額ですか、差額による影響という部分では、実質的に第5期の介護保険事業計画の中には具体的には残念ながら取り込んでいないというような状況です。ただ、その費用、そのままの費用をもって保険料の影響額を算定するとすれば、ある程度何百円かの影響額が生ずるということになります。それから、先ほど5時間15分の部分で私ちょっと答えられなかったんですが、やはり5・7体制になるというのは当然わかっていたことなので、できればその時点で延長なり、5時間未満にするのか、そういう検討は必要だったというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。何百円かの影響が出るのではないかとということで答弁いただきました。今の答弁の中で、課長のほうから5時間15分の時間というお話が出ました。これいわゆる15分の時間の延長だったんですよ、今回の第5期の中での延長というのは。そうすると、この15分の時間の延長でいわゆるこのデイサービスセンターのサービス向上、適正なる介護報酬の算定というのは、これは当たり前に行われたのかなと思うんです。15分間、時間を延長する。これによって介護報酬というのは上がりますよね。別に施設どうのこうの言うわけじゃないです。利用者本位の考えで考えていったときに、15分の延長だけでこういう考えというのは本当に正しいのかなと思うんですけれども、村長、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この15分と残り45分の割合ですね、15分をもって残り45分をカバーできるのかと、そういう算定をされているのかということですが、見ていると、私、最初申し上げましたね、見ているはずだと。細かいやつが今何百円かという話も出ましたが、それを上回る数字が出てくる可能性があるということは今言われていると思います。よくこれは調べなきゃならんというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。デイサービスセンターについてずっと質問しているわけですが、先ほどから申し上げましたように、いわゆる指定管理制度の中での運営ということで、あまりこうやってしつこくやっているとしたら社協の方に嫌われているのかなと思われると困りますので、そういった中でちょっとまた伺いたいんですけども、いわゆる今のデイサービスセンターを利用されている方って、インターネットなんかで見ていると各施設とも定員は30人というふうに理解していますよね。この30人に対して、いわゆる職員の方というのはどういう配置になっているのか。この指定管理に関して、いろいろ今回別なところで勉強する機会がありましたので、職員の方についてもちょっと伺いたいと思うんですけども、職員の配置ですね、構成はどうなっているのか。これわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） ちょっと明確ではないんですが、デイサービスの職員配置は通常体制で正規、非正規含めて9名です、常時。それから、土曜日をやっておりますので、土曜日開所するという事になっているので、その休日をとるための人とかそういうふうな部分があるので、多分十二、三名、総体でいらっしゃると。それで、毎日の業務は9名でやっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま職員の数を伺ったんですけども、いわゆる正職の方と臨時の方と通常で9名と、やっているんじゃないかというお話でした。土曜日に関しては十二、三名体制になるというような話でしたけれども、この正職と臨時の人の構成というのは、課長、把握されていますか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 今ほどの答弁でちょっと誤解が、私の答弁が悪いので、土曜日が十二、三名ということではなくて、そういうふうな部分の休日をとるための人員も必要なので、総体として十二、三名いらっしゃるということです。それで、正規、非正規の内容でございますが、いずれも2施設、「ふれあい」と「やすらぎ」ありますけれども、職員は2名、そのほかは臨時という体制でやっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今非常に驚いたんですけども、正職の方が2名と。残り、足し算引き算の話で引き算しちゃえば、通常9名ですから臨時の方は7名ということで理解をするんですけども、3年前に介護職員の処遇改善の交付金があったりしてやりましたよね。今年度また、一度止まったんですけども、また復活しましたよね。こういったお金を使っても、こういった職員構成でしかできないんですかね。というのは、人の命と健康を預かる大きく言えば場所なのかなと思うんです、デイサービスセンターというのは。これはあくまでも人の会社なものですから、どこまで村が立ち入れるのかというのはわからないんですけども、正職が2名、臨時の方が7名、通常の体制で。こういった方で約30名の方の身体状況なり突然変わるかもしれない方の介護をするということに対して、私は今大きな疑問を持っているんですけども、

これ指定管理を指定する側として、これで村長いいんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いいのかどうかということをお問われれば、やはりそれで頑張っておられるということです。そこでご懸念は、そういう職があつて本当のこの生命といったことを完全にちゃんとできるのかというご懸念でありますので、現在の制度あるいは運営の仕方、いろいろありますので、そういったご懸念はないようお願いするしかない。ただ問題は、やっぱり先ほどの報酬ですね。もっと手厚くしてくださいと、そういった意図があつたりということで、今の給与のあり方、いろんなことを指摘されております。こういった部分をやっぱり改善していかなければならないという気持ちも私は持っております。やはり処遇改善、それから適正な仕事の内容をうまくリンクできるということをやったり目指すべきであるということで、そういったことをよく注意していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今の答弁では理解できないです。というのは、3年前になるのかな、処遇改善の話が出たときに、私ここで申し上げた記憶があるんですけども、いわゆる職員の処遇改善という名目であっても、施設の経常経費のほうにお金が回ってしまって、職員の処遇改善にはつながりませんよという話をしました。それが3年間たって、正直言いますと確認はしておりません。ただ、現状を見てみますと、私の知り合いの中でもこの介護職に就いている方が何人かいらっしゃいます。やはり日常的に腰痛を抱える。そして、できれば違う施設へ移りたい、そういう声がよく聞こえます。そういった中で、いわゆる臨時職員で身分が不安定な状態でこういった職をやってもらうということに対して、私は納得はできない。これ指定する側として、きちんとそこは指導すべきだと思うんですよ。これはそういう条件をつけての指定管理をすべきじゃないんですか、村長。そのことに関して、ほかの会社の経営だと言われればそれまでなのかもしれないですけども、ある程度手は入れられるんじゃないんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それは当然であります。やはり今の一番の問題がどうもその部分にしわ寄せが行っているというのは、今の若い人の就職あるいは就業状況から見て、そこが一番の論点になった部分がありますね。そこがあつてこの処遇改善になったんですが、まだまだ足りないのは当然であります。そこはよくわかっています。それが今の日本の一番大きな問題と言われている可能性がある。1,000万人のこの300万人未満の就業者がいる。どうしていくのかということでもあります。処遇改善のことについては、もう少し手厚くしてもらいたいということはずっとしております。やはりそういったことがなければ、今のこの就業構造を改善できません。臨時という本当に臨時の職ということが経常化してしまうということについては、やはり私は異議あるというふうに思って、その改善は関係するところには全部求めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。介護職のその処遇改善についてですけれども、私常々ここで申し上げているように、オールジャパンの村長ではないでくださいとお願いします。西郷村の村長でいてほしいと。ですから、デイサービスを今利用されている方というのは、西郷村の方ですよね。一昨日の一般質問の中ですか、先人たちがここまでこの西郷を築き上げてくれたというお話がございました。その方たちが、この西郷村で安心して暮らせるためのいわゆる一つの施設だと思うんです。その方たちのためにきちんとした手当てをすべきだと私は思うんですよ。もし社協のほうで正職の職員を雇うことができないのであれば、指定管理料をその分上乘せすればいいだけの話じゃないですか。そうやってこれまで頑張ってきた人たちに対して、安心した介護が受けられるように、それで介護するほうも身分が安定することで精神も安定すると思います。そういった安定した中で介護サービスを提供していただきたいと思えます。そのことは強く申し上げておきます。

それで、今介護サービスの話、デイサービスの話をしましたけれども、それに伴ってやっぱり付随してくるのが介護サービスの部分なんです。それで、次の質問の中で介護サービスの利用料の軽減について伺いますということで、この介護サービスの利用料についても、私前回お話ししましたように、今一生懸命保険料を払っていると。保険料だけでも手いっぱいになってしまっていると。実際に介護サービスを受けたくても、その介護サービスの1割負担分が捻出できなくて利用できない方もいらっしゃるんじゃないんですかという話をしました。このことに関して、村は早急にこのサービス利用料の軽減をすべきではないんですかというお話をしたんですけれども、そのときに検討しますという答弁でしたけれども、いかがでしょうか。どのような検討をされたのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 介護サービス利用料の軽減についてでございます。そのお話しの方は、やはり景気あるいはいろんな状況があってなかなか容易でないという状況が出てきている、ご指摘の部分よくわかります。これまでお話しずっとされました。この施行規則第28条第1項別表第1、詳細であります。この詳細規定には特に特別の事情がある場合の規定はありません。しかし、言われているとおり、この要介護者の世帯、生計、住居等の介護保険料の担税能力ということについては、やはりご指摘の部分があるということも言われております。よくそこを検討しながら、特認ということが必要であれば設けるということも頭に置いて、今検討しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。特認など頭に置いてということで、今答弁いただいたんですけれども、冒頭、景気などいろいろな状況が出てきているということでお話しされました。これも1つ事例を申し上げたいと思うんですけれども、これ村内の自営業者の方です。国民年金に加入されてきて、現在旦那さんが71歳、奥さんが66歳。

この旦那さんは60歳から年金支給を受けていると。それで、この年金の中から介護保険料、国保が差し引かれていると。手元には6万円ちょっとぐらいのお金しか残らないと。奥さんのほうは約10万円ぐらいの年金が手元にあると、残るといってお話で、2人合わせて16万円なんです。それで、申しあげましたように、16万円ぐらいのお金で何とかやりくりして生活をする。この方は今自営業と言いましたけれども、いわゆる小泉内閣によって規制緩和が行われましたよね。それによって大型店が出店してきていると、この白河地方にね。それによって例えば小売店の販売が落ちている。もう一つ申しあげれば、この方は理髪店、床屋さんをやっている方なんですけれども、規制緩和で床屋もやっぱり規制緩和された。今、町の中には千円床屋がいっぱいできた。お客さんがほとんど来ないと。来ない日が多いんだという話なんです。そういった中で、この時期ですとやっぱり店を寒くしているわけにいかないからストーブも焚かなきゃならない、電気もつけなきゃならない。床屋さんのあのシンボルのマークも回さなきゃならない。小売店の方なんかもお話を聞くと、やはり店を暗くしておくわけにいかないから電気もつけると。そういった経費もかかってくる。そういった中でいろんなやりくりをしていると。それで、年金というのはやはり貯金みたいなものかなと。いざというときにそれを取り崩しながら今やっているよと。でも、売り上げでこう自転車操業をやっている。これ小売店の方も同じ話だったんですけれども、そういった中で一生懸命、今介護保険料を納めていると。でもこれ、どちらかが倒れてしまったら恐らく商売にならないでしょうと、小売店もできないよと、床屋さんもできないよと。そうなったときに介護サービスのお金を払うこともできなくなってしまうと。ですから、早く何とかしてくれという声をいただいています。こういった声にもやはり村長は早急に耳を傾けるべきだと思います。これもやはり早急に検討していただいて対応をいただきたいと思います。これは上位法の介護保険法の中でも、50条、60条の中で、今村長申しあげられたような部分が規定されているわけです。それを引用してこの村での軽減措置、このことを早急にやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。休憩にします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員、鈴木光明君が着席いたしました。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいま、この介護サービス利用料の件について早急にやるべき

であるということでございます。早急にやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 早急に対応していただけるということで、理解をしたいと思っております。

続きまして、4項目めになるんですかね、家族介護の慰労金について伺いますということで、このことについてもやはり私は9月の中で、この条例を改正してもっと使い勝手のいい制度にすべきではないかというふうにお話をしたわけですが、そのときにもやはり村長は検討されるというご答弁でしたので、どのように検討されたのか、そのお答えを伺いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ずっとこの話はされました。やはりこの家族の部分あるいはサービスの公平性からいって、過重なところがあるのではないかと。いろいろ近隣とも調整と伺いますか、調べましたが、そういうこともちゃんと公平化を図るためやるべきではないかと、意見が大勢でございます。検討の結果、この家族の介護に対するその対応をするため、実施に向けて要介護高齢者介護者激励金支給要綱なるものについて今検討しておりまして、実施をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま答弁の中で、介護激励金という言葉は今使われました。私は以前に介護慰労金、これは条例の中で決まっている慰労金という話があったんですけども、今村長が言われたその介護激励金というものは、いわゆる私が言っているその慰労金とはまた別のものかなというふうに理解をするんです。この内容について、これから検討されていくのか、今検討されているのかわかりませんが、どういった内容なのか、まず激励金についてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

ご質問に出ているのは、家族介護慰労金ということですが、ただいま村長が答弁しましたのは、要介護高齢者の介護者激励金ということで新規につくっていきたいというような考えでございます。それで、従前から要綱がありました西郷村家族介護慰労事業実施要綱、これは要介護度4・5に相当する人がサービスを1年間使わなかったという人たちを対象にしていたわけです。ただ、今村長から答弁がありましたように、近隣の状況等を調査したところ、サービスを利用しなくても、そういう要介護者がいらっしゃる方の家族のほうに激励金を支給しているというふうな実態が白河をはじめありました。これについて検討を加えて、先ほど申し上げました激励金の支給要綱というものを制定して、実施に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。その内容は、要介護認定者のうち特別障害者に該当する方々、大体介護度でいうと要介護度3・4・5が主に該当になると思うんですが、この方々を介護さ

れている家族のほうに激励金を支給していきたいというふうに考えております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま課長のほうから答弁いただいて、いわゆる認定者の方で介護度が3から4の方に該当させると、（不規則発言あり）失礼、5までね、3・4・5ということで答弁いただきました。これね、今ふと思い出したんですけども、多分、課長がまだ係長だったのかな、介護保険を立ち上げるときですよ。税法上の話でいろいろやりましたよね。障害者の部分で特別障害と普通障害ということで、これ税法上で分けをして税法上のことで話をした覚えがあるんですけども、これですと特別障害の部分に当たる方なのかなと思うんですよ、3・4・5だと。そうすると、今の段階でいくと要支援の1・2、そして介護1・2、この方たちに対してはこの介護、激励金は当たらないのかもしれないんですけども、恐らくこの方たちに関して、私が求めるのはこの介護慰労金のほうで対応してはどうかと思うんですけども、激励金と慰労金と両方今つくろうとされている。慰労金に関して、私は9月の段階でこの内容を直すべきじゃないんですかという話をしました。この慰労金の中では介護4から5、そして1年間介護サービスを利用されなかった方に対して、家族に対して年間10万円という話でしたよね。これは介護保険の基本理念というのは、社会全体で支えるということでしたよね。その理念に基づけば、使った、使わない、介護度の大きい、少ない、それによって差があるのはおかしいと思うんです。ですから、この激励金という考えはもう理解をします。この激励金についてはこのまま整備をしていただきたいと思います。ただ、介護サービスを使った、使わないは抜きにしていきたいと要望しておきますけれども、それに伴ってこの介護慰労金のほうをどのような形で進めるのか。このままの状態で行くのか、それとも激励金に合わせて改善をされていくのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 激励金のほうは、今上田議員のほうからありましたように、西郷村の要介護認定者の障害控除に係る障害認定基準というのを平成14年から施行して、申告等に活用しているというのが現状ですが、基本的に激励金はその認定基準のものを準用いたしまして対応していきたいというふうに思っております。ですから、おおむね要介護度3・4・5の人が特別障害者になるわけですが、中にはそれ以下でも特別障害に該当する方がいらっしゃいます。その方々は対象にしていきたいというふうに今検討しております。それから、対象者としては、やはり6か月以上の居住要件とかそういう細かいところはついてくると思います。それで、サービスの介護度を関係なく支給すべきだということなんですが、今この激励金としては、今言っているような形で障害者控除に係る障害認定基準の中の特別障害者というものを第1段階として対象にしていきたいというふうに検討しております。それから、慰労金のほうですが、慰労金は制度当初からあったものです。これはサービスを1年間全然使わないということで、それは当然家族介護をしているからということで、慰労金

を10万円支給してきたわけですね。それで、この部分については、今これを改正してどうしようという考え方はございません。これと激励金は併給はしないというような考え方でおります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。税法上の取り扱いの中で、いわゆる特別障害の方と普通障害の方での分けがある。それに基づいての介護激励金制度を制定していくということで理解をいたしました。その部分は十分理解をします。その介護慰労金のほうなんですけれども、私は改善を9月の段階で求めたわけなんですけれども、そのすべてにおいて、例えばその10万円だったら10万円支給しろよということじゃないんです。その度合いに応じて、その状況に応じてやはりいろいろ検討すべき課題はあると思います。そのことをやはりもう一度、ここでこうスポンと切ってしまうのではなくて、きちんと確認をしていただきたいなと思うんです。やはり私は、何度も申し上げますけれども、この介護保険の理念というのは社会全体で支える介護だということでは言われていますよね。その理念に基づいてもう一度、スポッと切ってしまうのではなくて、さらに検討を加えていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 介護慰労金事業は、今も申し上げましたとおり、制度発足当初からあったものであり、現実的にはなかなか該当する方がいらっしやらないというのもございます。また今、激励金のほうも介護度3・4・5と3から始まっている、こちらのほうは要介護度4・5という、そういうふうな点でも若干異なるというか、そういう点もありますので、それらも踏まえてじゃもう少し実態というんですか、そういうものも含めて考えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。介護慰労金に関して、当初からあった内容だということで理解をしているわけなんですけれども、その中で検討していただけるということで理解をしたいと思います。ただ、保険者はあくまでも西郷村ということで、村がやっている事業だというふうに理解をします。この村に合った特性を生かした慰労金などのこういった制度を制定していただきたいなというふうに思います。

次に、介護保険料の軽減について伺いますということなんですけれども、一昨日の一般質問の中でも同様の内容が出ております。時間も残り少ないものですから、いわゆる所得段階で6から7段階の方たちに対して、負担がかなり大きくなってきているというお話が出ました。そのときに、村長は理解をしていると、そして検討していくという答弁をされました。これらに対して具体的などういうふうな対応をされていくのか。このことを私もうちょっと詰めたなと思うんですよ。それで、以前から私はこの介護保険料に関しては、もう負担限界を超えているという話をしてきました。特に第4期からもう5,000円を超えているんです、平均額で。5,000円を超えたら、もう完全に負担の限界を超えているというふうに私は理解をします。そういった

中で、また第5期においても大幅な引き上げがされたと。そういった中で、負担能力はもう負担の限界を超えてしまっている。そういった中で、特にこの6段階、7段階の方に対しては、大きな負担を今この条例上の中で負担をかけてしまっている部分がある。こういった方に対して今検討しているという村長の答弁でしたけれども、これは早急に対応すべきかなと思うんです。それで、中1日時間があって、この時間にも検討されているのかなと思いますけれども、この中1日挟んでの村長の検討されている内容について伺いたいと思います。いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘がある部分については、まず予算、その特別会計がありますね。その中において1つの必要な金額がある。どのように負担あるいは補助といったものを絡み合わせていくかという中において、今回の区分、増やしたりあるいはこの率ですね、これについての偏りがあるのではないかというご指摘があって、その部分についてやはりどのように対応していくかというのについては、まず1つはバランスの問題です。もう一つは、やっぱり今言われたとおり、5,000円を超えているという部分があって、基本的にやっぱり負担がだんだん、今言われたほかのサービス料も、あるいは税も上がって行って生活実態と合わなくなってくるんじゃないかということが一番危惧しております。よってということで、いろいろ一般財政からの繰り出しとかいろんな議論がありました。そういったことも含めたり、あるいは第5期をつくるに当たってやはり団塊の世代がいよいよ参入する、あるいはということで、その発生というのか出現率をどう抑えていくのかということと、どうにもならない部分、自然増みたいなものですね。こういったものとの絡みがどう予測されて、どう今回のものが偏りがあるのかといったことをやっぱり再検証しなければならんということで、そういったことも組み合わせですね、負担の組み合わせ、そういったことも含めた総体のやっぱり検討をするというふうにこの前申し上げたところでございます。一日、二日でどこまで進んだのかということについては、なかなか申し上げられませんが、そういう意図で検討を加えていくということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今いろんな答弁をいただいたんですけども、一日、二日では十分検討することができないということでお話しなのかなと思うんですけども、思い返せばこれは平成12年に介護保険というのは4月1日から始まりましたよね。それで、半年間は激変緩和措置ということで半額とかと、こう措置がとられてきた。そのころからずっと私言っているんです。介護保険料というのは、当初2,650円ですか、その金額はあまりにも大きいんじゃないですかと。それがだんだん追っかけてきて今は5,000円を超えてしまった。6,000円近い数字が今平均でかかっている。そういった負担をお願いしているわけですよ。でも、もう限界を私は完全に超えていると思っている。ですから、思い返せばもう平成12年からずっと何とかすべきですよという話をしてきた。そのころからずっと村長は考えられているのかなと思うんですけども、いまだに結論を出していないということだと

いうふうに理解をします。それで、今答弁の中にもありましたように、財政上の問題点という言葉が使われましたよね、今。これは一昨日もやっぱり同じように答弁されています。その財政上の問題というのは、一体どこに問題があるのか。例えば、介護保険特別会計のほうに一般会計からお金を入れることに問題があるんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 会計上の問題でそういう制約があります。ただ、財政の問題と申し上げたのは、やっぱり全体ですね。西郷村の予算ということの中における扶助費との関係をどう確保していくかということになっていきます。これは1回考え方を固定しますと、そう簡単には変えられないというふうなことがありますので、やはりそれは慎重にすべきであると。ただ問題は、どこまで本当にこの5,000円を超えたということです。最初はやっぱり上がるという予測はしていましたが、だんだんこれほど上がってということまでは、なかなかあの段階では考えられなかった。2回目は3年後、3年後で来ましたが、やっぱり大阪近辺、近畿は高かったですね。でも、あんなに上がるのかと思っていましたが、今やそれを超えているという状況であります。ちょうどそれと同時に経済も悪くなってきて、そして今まで議員が言われたとおり、果たしてお金を払い切れるのかと、そういったことが今出てきているわけで、今後ともこれはこの団塊の世代、あるいは今後のことを見ましても実数が増えたりということで、必要な金額が増えていくという見通しがありますので、この部分については慎重に考えていきたいということです。ただ、負担がこの5,000円を超えていって、そして物価、あるいは所得も増えていないという中においてどう考えるかということで、今頭の中はそういう検討をしているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今いろんな答弁をされているんですけども、要するに私は、平成12年にこの制度が始まってからずっと一貫して同じ話をしている。一般会計から投入すべきじゃないんですか。それともう1点、一昨日、佐藤富男議員の質問に対して村長答えられていますけれども、国県の負担が大きくなることを求めていくと言っています。このことも私ずっと求めてきたんです。求めるという答弁をされている。ということは、今までされていなかったということじゃないんですか。違いますか。国に対してその負担割合をもっと強く求めるべきだったのを、十分にされていなかったんじゃないんですか。違いますか。そのことを私は今、答弁の中で読み取れました。

それとですね、さきの答弁の中で出現率のアップということがありました。いわゆる介護状態に陥る方が増えてきているということですよ。あとは年齢による増加というのはもう当たり前の話ですよ。9月で申し上げましたように、この西郷村においては1年間で約100人程度、介護の該当されている年齢が上がっていく、人数が増えていくということを申し上げましたよね。そのことは自然増でもう当たり前の話なんです。ただ、出現率のアップということは、これはいわゆる高齢者福祉の政策の

失敗じゃないんですか。違いますか。私がこの場でよく申し上げる特定健診の話がありますよね。私は特定健診をすべて否定するものではないと言っていましたけれども、この特定健診の目的って何ですか、覚えてますか、村長。生活習慣病による介護状態に陥らないために特定健診をやるんですよと始まりましたよね。その健診結果に基づいて保健指導をして栄養指導をしていく、そうやって介護状態に陥らないようにします、そういう目的でこの特定健診が始まったんです。そして、さきに申し上げましたように高齢者の福祉計画、このことも十分でなかったことがいわゆるこの介護保険の出現率のアップにつながっているんじゃないんですか。これは村長だけでなく、我々議会のほうもある種の問題はあるのかなと思います。責任はあるのかなと思います。ですから、今こういった状況なので、一般会計のほうから介護保険のほうに予算を出動して保険料を抑制すべきなんじゃないんですか。そして、特に今回ご迷惑をかけてしまっている介護保険の6段階、7段階の方ですか、この方たちに今大きな負担、4月からボンと変わったわけですよ。その負担を軽減するために一般会計からお金を投入すべきじゃないんですか。そのことを伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この出現率が上がっていくのは、高齢者、さっきの医療の関係です。失敗だったかどうかということです。やっぱり健康の保持は最終的に、健康はデパートでは買えないとよく言われますね。結局、いつ自分で気がつくかということにかかります。そのための健診、あるいは医療の情報の提供とか、いろいろなことについてはやっぱりしなければならんというふうに思っております。そういうことの積み重ねによって、やっぱり介護あるいは医療費が上がっていくということになりますので、どう阻止していくかについては、片方のもう一つの目的として重点的に進めなければならんというふうに思っております。前から言いました、ぴんぴんころりでいたい、そういった生活をちゃんとみずからのものとしてやっていく。同時に、行政としても政策医療の保持として、今の出現率を下げっていくという努力はしなければなりませんね。それは一生懸命やっていきたいと思っております。ではということで、平均化するために一般会計の投入もという話でございます。もちろん、言われていることも頭に置いて検討しなければならんというふうに思っておりますが、まずしかし、財政の規律といいますか、一般会計の繰り出しということのやっぱり難しさということも考えながらということです。言われたこともよく頭に置いて考えていきたいというふうに思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。村長はね、今村民の方に責任を転嫁するようなことを言われている。私も確かに今、お腹周りで栄養士からいろいろ指導を受けます。保健師から指導を受けています。しかしながら、自分の弱さからやはりなかなかその指導のとおりやれないという部分もあります。ただ、全国に目を広げてみますと、兵庫県の尼崎市なんかでは、保健師が各個人のところを小まめに回って動機づけをしているんです。さまざまな資料を示しながら、このままいくとあなたは糖尿病になってしま

いますよ、糖尿病になったらこういう合併症も出ますよ、そういう指導をしていますよ。そして、時々私がこの場で話しする岩手県の旧沢内村ですよ。あそこの保健師なんかもやはり命がけでね、人の命を守るために腰まで雪をかき分けながら保健指導に歩いた、そういった事例もあるんです。ただ、そのことを今強く求めても、ここで申し上げますけれども、今の職員の体制で、私が以前から言っているように、十分な保健指導はできない。それもやはり政治の失策だと思っています。（不規則発言あり）もっと保健師を増やして、もっと小まめに各個人を指導できるような体制を整えるべきなんです。それが十分されていない。ですから、そこに政治の失策があると私は言っている。その責任を執行部と議会側できちんととりましょうよ。そのために一般会計から予算を投入すべきなんだというふうに私は訴えているわけです。そのことを重ねて村長に伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 趣旨はよくわかっているつもりです。やっぱり先行きを見通して、そして判断していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。恐らくこのままでは平行線だと思いますよ。（不規則発言あり）それで、一般会計から特別会計への繰り入れということで、村長は多分昔の原則に縛られているのかなと思います。以前のこのやりとりで会議録をずっと見てみますと、できないことになっているというようなお話をされた記憶がございます。確かにこの介護保険は昔3原則というのがありました。一律減免をしてはいけませんよ、全額減免はだめですよ、一般会計から繰り入れしてはだめですよというようなことが厚生労働省の省令か何かで伝わっている部分があったと思います。しかしながら、全国的にこれを目を広げてみると、一般会計から繰り入れしている自治体というのはかなり多いんですよ、今。特にこの福島で有名なのは大熊町だったんです。いわゆるあの原発マネーで財源が潤沢にあるということもあったんでしょけれども、そのお金を介護保険の中に繰り入れをしていたんです。そうやって介護保険料を抑え、介護サービスの料金をなるべく抑える、そうやって住民の健康と介護状態を保ってきたわけですよ。実際にそうやってやっているところもあるんです。そういった事例にもっと目を向けて、この西郷村でも検討すべきじゃないですか。重ねて伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言を受けてよく検討いたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ご提言を受けてということだったものですから、次の3月までにはきちんとした答えが出てくるのかなというふうに期待をして、次の質問に入りたいと思いますけれども、その前に先ほど3原則があるという話をしましたけれども、これに対していわゆる罰則規定というのはないんです。ですから、長がやれば、議会が認めればそれはできます。議会がそれをやれと申し上げているわけです。あとは村長の判断だけです。そのことを申し伝えて次の質問に入ります。

放射線リスクから健康維持管理についてということで伺いたいと思います。放射線リスクから村民の方の健康を守るために村はあらゆる対策を講じるべきだと考え、村長の考えを伺いますということで伺いたいと思います。あわせて、現在までに村が実施した放射線防護策や健康調査などお示しをいただきたいというふうに思います。そしてさらに今後の予定についても、時間が残り少ないものですから簡単にお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 放射線リスクから村民の皆様の健康を守るためにということで質問がありましたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年9か月経過しましたが、いまだに多くの方々が将来の健康不安を抱えている状況にあります。このことから、長期にわたり村民の健康を見守り、健康の保持増進を図るための健康管理は重要なことというふうに考えておまして、除染以外には乳幼児から中学生までを対象に個人線量計を配布、外部被ばく量の測定をいたしまして、年間1ミリシーベルトを超えてしまう方には家庭訪問を実施したりして、家の中や周辺の放射線量の測定を行って生活環境の改善ができるように支援しているところでございます。また、乳幼児健康診査につきましては、個々の問診を実施して臨床心理士による相談で放射線に対する不安の軽減を図り、子育て中の母親みずから放射線に対する防護ができる支援を行っているところでございます。村内の小中学校の子どもに対しましては、事故後からマスクの着用や手洗い、うがいの励行、放射線測定を実施いたしました。野外活動の時間制限、エアコン設置、高圧洗浄機を購入するとともに、学校給食食材の放射能検査を実施してまいりました。今後も引き続き、学校及び保護者のご理解を得ながら放射線低減化に努めてまいります。健康調査につきましては、村独自の調査は実施しておりませんが、県が実施している県民健康管理調査と連携を図りまして、ホールボディカウンター、甲状腺検査、既存の健康診査、乳幼児健康診査等、さらに関係機関との連携により子どもから大人までの健康管理を積極的に進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいま村長の答弁の中で、年間1ミリシーベルトを超えないよという話でしたよね。実際超えていますよね、簡単にね。年間で1ミリシーベルトだったら、365で割って24で割って出てくる答えを見れば、そして今外に設置してある線量計を見れば、どういう状況かというのはわかりますよね。そしてこの線量を見ていると、チェルノブイリがあったウクライナの内容を見ますと、全然違うわけですよ、日本との対応がね。全くもって日本というのはひどい国なのかなというふうに思わざるを得ない。そういった中で、村として本当にどういふふうな対応をされていくのか。今の健康調査についても、県民健康調査に連携をしてということですよ。果たしてそれだけで本当にいいんですか。村としての責任というのはそれでいいんですか。そのことをまず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはりどういう検査といいますかね、追跡をすべきか。もちろん将来のことも不安であります。そしてドクターですね、医者の方々についての議論も分かれています。ただ、今のやつでこれだけで済むのかという不安もあります。ではどうするかということをしていろいろ考えていますが、まず基本的にはどこまでガードすればいいのかというこの線量の問題、今役場の前は0.4ちょっとです。0.23の倍ではないかと、どうするんだ、2倍であれば0.46だと、今の役場は0.46です。2倍です。要するにこのままで言うと2ミリになってしまう、1ミリを超えてしまう。これが正しいのかどうか、いつも県と話ししています。だれがこれは、この0.23と決めたものが本当に守れていないことをどう考えればいいのかという不安があるわけでありまして。この前ドイツに行って聞いたときは、ドイツは2ミリだと、年間追加シーベルトが。あるいは南相馬の高橋病院の院長、高橋先生はフランスは0.29から3.5なんて言っている。日本の1ミリどうなんですか。逆にこの前、農業委員会の会長の話のときも、農業委員会大会ですね、福島の市長は、本当に今の100ベクレルであったら物が売れなくなってしまう、どういうふうに早く解明していくのかを明らかにしてもらいたいという声がしきりだというふうになっております。そういう中であって不安が募るわけでありまして、やっぱり本当に0.23ということの今の状況がどうなるかということをお願いしたい、物理学的にも医学的にも。そういうふうに思っているところで、それは言っております。昨日申し上げましたとおり、国連へ行ったときも、あるいは大臣に行ったときも同じことを言っている。そういう状況で本当に腹立たしいというか、ジレンマに陥っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。今の答弁を聞いていると、というよりもずっとこの話で村長が言われている答弁というのはぶれないんですよ。どこがぶれないかというとしきい値の話なんです。どこまでが危険でどこから安全なのかという、その基準をずっと言っているんです。そんなのは全世界を見てもないと言っていますよね。実際にはあると思いますけれども、アメリカあたりで広島原爆のときにいろんな調査をしている。そういったデータを隠し持っているとは私は理解をしています。そしてドイツの話も出ました。原爆をつくっているような、開発をしたような国はこの放射線に関してはものすごいデータを隠していると私は理解している。いわゆるこの放射線に関しての恐怖をいうのをいかに抑え込むか、それによって原爆の悲惨さというものを隠そうとしている。そこに根底の流れがあると思います。ですから、村長が時々言うIREAですか、そういったのもそこから来ている団体だと私は理解をしております。そういう中で、村長も時々言われますけれども、この放射線に関しては学者が意見が二分するという話をされます。でも、唯一、全世界に目を開くとチェルノブイリの話がございまして。このチェルノブイリには法律がございまして。年間1ミリ以上、5ミリシーベルト未満の区域では移住権利ゾーンといって、被災者は支援を得て汚染地域で暮らしをするならば、（不規則発言あり）汚染地域で移住することを選ぶこと

もできるそうです。また反対に、その地域で生活をするのであれば、国の負担によって健康診断や薬剤の無償投与、年金の割り増しなど社会的保障も受けられると。移住されるに当たっては、家財道具やさまざまな財産が現金もしくは現物で支給されると、そういったことになっているんです。それと比べたら今の日本てとんでもないんじゃないんですか。それと私が一番言いたいのは、どこまでが安全でどこから危険だというその数字じゃないんです。例えば私と村長を見比べた場合に、私のほうが若干年が若いですから、恐らく抵抗力というのは私のほうが若干あると思いますよ、基本的に考えればね。そういった人を同一に並べていいんですか。じゃ私と小学生を並べたときに同じ体力として考えて、そういうふうな考えでいいんですかとなりますよね。だから、どこまでが安全なんていうのはないんです。今すべてが危険だと考えるべきなんですよ。（不規則発言あり）すべてが危険だと考えて、今村は対応しなければならぬんじゃないんですかと私は言いたいんです。（不規則発言あり）そのことは村長いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そういう考えもあります。福島に住んでいる人は、何といいましたっけ、上武大学の武田教授言ってましたね、福島に住むべきではないと言っていました。あれを本当にそのとおりにすれば、そのとおりに動かなければならぬ。（不規則発言あり）それはやっぱり少し幅があり過ぎるのではないかという立場に立っている人がいます。それで、しきい値の話をするとうつ100ミリでしたね。最初は、この前チェルノブイリの報告では500だったと言っている。（不規則発言あり）500ですけれども、それはやっぱり情報がなかったからということで、今はやっぱり報道なんかで言っている。どこまでということがやっぱり、そこがはっきりしなければ何ら解決はしない。全部がだめだとすれば言われるとおりで。福島には住まないほうがいいとなりますね。（不規則発言あり）いいの。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。時間がないんでね。今の村長の答弁ですと、その上智大学の先生のお話で（不規則発言あり）上武大学、福島には住めないという話でしたよね。確かにそのとおりでと思いますよ、私は。ただ、現実にはここで生活をしなければならない人もいますよ。ですよね。私らもここから逃げるわけにいかないんですよ。村民の健康や命を守らなきゃならない、そのために今ここにいます。そういうものに対して、村はきちんと責任をとるべきだと私は考えている。ですから、ありとあらゆることを、検査なりそういったさまざまなことを村はやらなきゃならないんじゃないですかと私は申し上げている。県がやっているのも十分ではないと思います。それは村の責務だと思います。そのことはいかがですか、村長。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言われたとおりで、我々は我々のことを守ることになりますので、いろいろその次の話でできることはやっていきたいと思いますが、よく、問題

は医学的な、物理的に何が有効かということを見極めながらということですね。それでやっていきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） もう時間がないので質問しようとは思わなかったんですけども、医学的な数値じゃないんです。その数値を示すんじゃなくて今危険な状態にある、その考えのもとにすべてを動かすべきだと私は申し上げている。その考えがなければどうしようもないんじゃないですか、村長。（不規則発言あり）時間が来ましたので質問を終わります。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時01分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

16番室井清男君が所用のため退席いたしました。

この際、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） 皆様にご報告をいたします。

かねてより北朝鮮がミサイルを発射するというところで、12月10日から22日までの間に発射するということでしたが、本日9時49分、ミサイルを発射いたしました。日本政府のほうからの情報によりますと、10時5分ごろ、フィリピンの東方約300キロの太平洋に落下したということが発表されております。西郷村のJ-ALERTについては、政府のほうから9時55分通過中、ただし本村には影響がないということで第1報、それから第2報につきまして10時2分、これは落下時分とちょっと異なるんですが、さらにミサイルが発射されたということで通報が入っており、当地方には危険の影響はないということで、二度通報が入っております。現在のところは、当地方には危険性がないということで政府のほうからの発表になります。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 通告第8、9番小林重夫君の一般質問を許します。9番小林重夫君。

◇ 9 番 小林重夫君

1. 防災行政について
2. 生活環境支援行政について

○ 9 番（小林重夫君） 9 番小林重夫であります。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今日の質問事項は、質問の第 1、3 件ですが、2 件は住民からの依頼事項。もう 1 件は高校生からの依頼事項。それから、質問の第 2 は地域住民からの依頼事項であります。

それでは、質問させていただきます。質問の第 1、防災行政。質問の趣旨、破損カーブミラーの補修整備について。1、上新田行政区地内、西郷バスストップ西口、（不規則発言あり）これは直ったけど、地域住民の心情、それから村議会議員として負託を受けている私の心情として、村の執行体制に対する質問でありますので。また、私がコンピューター難民で、この文章をつくるのに時間をかけてこんなことを何かしらやったんですよ。とにかく聞いてください。これは確かに私が 5 日に一般質問の通告をして、2 日後の 7 日に本当に電光石火のように村当局は直したんだよね。そういうことがなぜできなかったということのね、だから私これつくった文章はこのまま村当局に訴えることでもありますので、皆さんね、住民生活課ばかりでないですけどもね、やらせてもらいます。直ったことはいいことですが、今までの過程だね。大石議員、こういうことですので。（不規則発言あり）上新田の入り口のところに破損カーブミラーが長く長期に放置されているが、いつ直すのかお尋ねします。何か直りました。でも、このことの答弁聞きたかったんですよね。直さなきゃならないね。この場所は大変危険です。高速縦貫道カルバートの出たところにあり、道路はカーブして 2 か所丁字交差しております。朝の通勤時、谷津田川排水路側道、村道 5018 号、5010 号線上新田部落内からオリンパス、信越半導体、大平工業団地への通勤道路となっています。また、4 号線イオンショッピングセンターへの買い物客の車が U ターンすることがないので、多く入ってきます。ふるさと農道開通以来、ダイエーパチンコ、西郷バスストップ、イオンショッピングセンターへの交通量が 3 倍になって大変危険です。地域の住民より、安全・安心のため早急に補修されることを要請されております。こういう経過でありました。今直ったというかね、この部分を一応省略しますけれども。次に再質問の事項にいきます。このカーブミラーはいつ破損したのか。また、破損の原因は何だったのかお尋ねします。私は 3 月ごろと認識しておりますが。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの小林議員のおただしにお答えいたします。

いつ破損したのかということですが、これについては車両、車が衝突し、支柱が曲げられたものだと推定されます。原因者については、名乗ってきておりませんので未確認です。時期についても、これは確定はいたしておりません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9 番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 担当課長、これは何というのですか、加害者が不明だということですね。それで時期は、私はいつもあそこを本当に毎日のように通っているんですね。これ3月には間違いないですからね。じゃ、次の再質問にいきます。村担当課は現場をいつ確認したのかどうか、また、現状はどうなっていたのかどうかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの小林議員のおただしにお答えをいたします。

現場につきましては、地元行政区長さんより修繕要望が5月中旬にありました。その後、修繕要望書を集約いたしまして、他の修繕要望箇所とあわせまして村の交通対策協議会分会役員の方たちと現地の状況を調査しております。これが5月の下旬でございます。調査した結果であります、今後長期にわたって使用するものでありまして、安全性を考慮し、支柱の交換を要するということで判断をいたしまして今回の修繕に至ったものでございます。それから、先ほどの長期間にわたって放置ということでありましたが、当然要望書が上がり、村交通対策協議会分会役員の方たちとも現地を調査してありまして、6月初旬には修繕の発注をしております。それで、修繕の経過につきましては、その都度業者のほうに確認をとってありましたが、昨年3・11の大災害以来、資材の取り寄せが困難ということで、なかなか修繕に至らなかった経緯がございます。それで、小林議員さんからもご指摘を受けていますが、地元の方たちからも、なぜ早く直らないのかということでご説明を申し上げておりましたところ、業者のほうから、12月中には資材が入るということで、12月中には修繕が完了する予定ですということでした。それで、12月7日、完全に修理が完了しまして、その報告を受けたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） この件にして、私は次に再質問ありますけれども、再質問します。私が村当局に補修通告したのは4月上旬ころと思いますが、それから8か月以上経過していますが、何ゆえ、なぜ早急に補修していなかったのかお聞かせくださいという質問だけども、私が通告して2日目に、7日に直したっておれ現場に行ってみているんだよ、掘って。現場確認したのかというのは、本当に担当課がすぐ行って何とか協議会とかいろいろ何だ、いろいろあるかしれないけど、担当課が直接職員が行って現場を確認したのかと聞いているんですよ。そして、その状態はどうだったんだと聞いているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまのおただしにお答えいたします。

現場のほうには交通対策協議会の役員の方と、村担当者のほうでも確認に行っております。その上で状況につきましては、支柱が約60度の角度に曲がっている。それから、当然その上についているミラーの部分も用をなさないような状態でありました。そこで、村当局のほうとしましては、ミラーの応急処置としましてミラーの向きを修正、かつ支柱が曲がっていることと何らかの損傷があるのではないかとということで、

安全確保のためにロープ等で固定をして対応をしてきたところであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 課長、立派なことを言ってますけれども、物事の理屈というのは後からつけられるんだよね。私が現場検証したのは、確かに支柱はこう曲がって、そして私は通告は4月上旬に言って、それで今度はまたその上のミラーなどは何でもなかったんだ、だから角度だけこういうふうに直してね。だけどよくこれで見えないんだよね。そして、その土面、コンクリじゃなくてコンクリの上にしっかりとこうやって支柱ね、こうがんと曲がったって支柱が弱くなっていない。これ支柱は弱くなってなかったと思うよ。それで、今までのあるやつを使って、何というんだ、担当課が来たとき、何だ、そういう土だから掘って直せばすぐに直るんじゃないかとかって言ったでしょう。そういうふうに担当職員がね、何というんだ、交通対策協議会とか何とかという組織じゃなくて、役場の担当職員が直接そこに行って現場を確認しなきゃだめなんだよ、はっきり言えば。私はセールスマンだからね、今の現場主義というか現場第一じゃなくてもね、現場に行ってみたんです。あんなの個人だったら本当に、個人で自分でやったってあれじゃないか、土掘ったり何とかして二日ぐらいで直るんじゃないのか。今まで、だからこういうふうに8か月もそういうふうなほったらかしたというのは、やっぱり行政の執行に対するそういうふうな村としての対応がちょっとまずかったんじゃないのかい。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまのおただしにお答えいたします。

当然村としましては、小林議員がおっしゃるのは、恐らく最少経費で最大の効果が上がるように努力しろという仰せだと思います。当然、職員としましてそのように職務を遂行しているつもりです。その中でですね、やはり交通安全を図る目的の器具ですので、やっぱり住民の方が安全にそれを利用できるように、そういう気持ちで今回の修繕をさせていただきましたので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） ご理解はしますけれども、地域住民と私の思いというのがね、村執行部の対応の遅さ、こういうのが本当にだめなんですよ、はっきり言えば。もっと、そんな電光石火のようにやったんだから、本当に4月のその事故当時に直っていなくちゃならないんです。部品が調達ができない、こうだなんていうのは後からのそんなつけ加える詭弁じゃないですか、そんなことは。証拠は来ないで。だけど、本当に新しくしたんだか、前のをよく見たけれども、前のやつね、何も変わっていないような状態だったよ、本当に。いいですか。次に、再質問します。村民、地域住民の安全・安心を目指す村当局として、この問題が2年越しとなろうとしていることは、直りましたけれども、行政執行の怠慢と言わざるを得ません。どんな理由があろうともですね、早急に何でもやる課を創設して、地域住民の要望、負託にこたえるよう強く要請するものであります。こればかりじゃなくてだよ。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よくわかりました。早くやらなければならないということもあります。あまり長くなると今みたいになりますね。なるべくそういうふうにならないようにします。すぐやる課というか、すぐやりたいと思います。課はいろいろご提言ありましたので、そういうことができるようにもしていきたいと思います。やり方はいろいろ考えてやっていきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 前向きの村長の対応ありましたがけれども、各担当課長ね、もう部下に指示して現場をすぐ見させてね、どういう状態でできるかとね、何も新しいものを取りつけなくていいんですよ。使えるものがあつたらば、本当に。そういうふういろいろな費用の面で。私は現場ならすぐにいつも見ていたように、いつになっても直らないからね、もう2年越しに何だということ、こんな西郷村執行部として恥ずかしいことでしょうか、はっきり言えば。この件はそのようにして了承しますけれども、はい、よろしく。村長、そういうふうな対応でね、いろいろ縦割りだとかいろんな何々団体、こうだなんていうことじゃなくて、やっぱり電光石火のように現場に行つてね、玄葉光一郎じゃないよ、そのようにして対応するのが地域住民のやっぱりニーズにこたえることなんです。本当に住民課もね、私がいろんなことを、私毎日、二日に一遍とか自転車とか、あとウォーキングでもう行政区内を回っています。もう黄色いあれ着てね。これ保健所でもらったやつだけ、村からはもらってないけど。そして、いろいろ不法投棄とかいろいろあります。また、いろいろ草がぼうぼうになっていたり。私ね、もうファクスで西郷総務課経由でね、各担当課だけではちょっと力ないから、総務課経由でファクスでその状況のことをもう何通送ったか、こう控えあるよ。あとインターネットからメールでもって、返答は要らないけど。そしていろいろ住民生活課も早急に対応したりね、それで堀川なんていうのはすばらしくきれいになりましたよ、はっきり言えば、谷津田川もね。こういうこと、ほかの町村に誇れるような、村長ね、堀川になってきているからね。あのようにウォーキング、村指定のウォーキングコースもすばらしいものだしね。那須連峰がこのように見えて、ピットね、そういうすばらしいのがあるんだから、やっぱり住民課でもそれね、今言ったけどいいところもありますから、そういうちゃんとね。私怒るばかりじゃないです。褒めることは褒めるということでもあります。前にも言ったけど。山本元帥のことを言って、やってみせ、やらせてみて、人を褒めねば人は動かじってね。そういうことがありますね。それからこの防災行政に関連して、通告はしていないけれども質問させていただきます。西郷村に青パトカーってあるけれども、あれ何の仕事をやっているのかちょっと詳しく教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの小林議員のおただしにお答えいたします。

青パトは何に使っているのかということですが、西郷村には地域安全条例というのがありまして、その中で地域安全推進協議会、この中で村の地域安全活動とい

うことで防犯パトロール、それから今、子どもたちが通り魔的な被害に遭わないようにということで、学校教育のほうでも子ども見守り隊ということで見回っていただいておりますが、地域安全のほうでもその青パトを使いましてその子どもたちの見守り、それらもあわせて行っているところでもあります。全般的に言えば、西郷村の安心・安全のために地域安全活動、それを主体として利用しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 今、担当課長からそのようなことをやっているんだということで、私が見ると何とか鼻歌歌っているわけじゃないけれども、何だか意気揚々として回っているような、自分の気持ちか何かわからないよ。とにかく、それで課長、これ週に何回やっているんですか。その時間とかいろいろ。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの小林議員のおただしにお答えいたします。

週に何回かということではありますが、週に例えば3回、4回という場合もありますし、年間にすれば300回以上の活動を行っている状況にあります。その中で各種団体、例えば地域安全の中には防犯団体、それから婦人会、その他各種団体が入っておりまして、その団体ごとに活動いたしますので、大体時間的には1時間ないし1時間半ということで地区を見回って、子どもたちの安全、それから車の盗難ですね、その辺のところ。それから例えば車の施錠をしていない家庭とかを回って、施錠の確認をしてくださいますとかそういう注意、呼びかけですね、そういったもろもろの活動でやっております。大体週にすれば先ほど言ったような回数になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 担当課長から今、いろいろそういうようなあれでやっているところが、いろいろそういう使命感というか何というか、防犯パトロールなら行政区内、西郷全域どういふ変化があるとか、不法投棄がどこにあったとか、テレビがどこに流れているとかってね、ごみとか大量にあるとか、そういうのはただ見て歩くだけで無関心であるというんですか。いろいろ新田行政区内でもそういうのがたびたび見受けられるけれども、何のためにやることとちゃんとしたそういうようなことをね、使命感を持ってやっているのかどうかお尋ねします。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの小林議員のおただしにお答えいたします。

どういった活用をしているのかということではありますが、地域安全推進協議会のほうでは、毎月26日にその活動した結果の報告会、それから翌月の事業計画ですね、これをその中で決定をしまして毎月もろもろの活動を行っております。その中で、関係各課に係るものについては、当住民生活課のほうから関係課のほうに報告をいたしております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） とにかく課長ね、もう即、パトロールというのはそっちこっち見て歩くんだから、細かく見て歩くんだから、そういうふうなどに不法投棄があるとか、即そういうのを報告して対応するように、何日たっても何の変化もないとは私ちゃんとコピーして、ここにテレビがなっているとかがあってね、もう報告というのはやってくれるけれども、そういうパトロール隊が一番先に防犯だかいろんな形でやっぱりそういうのを発見したらば、通報して住民課で対応しなくちゃならないんだよね。そういうような形で今やってもらいたいなと私は思います。いろんな何とか審議会、防犯協議会があったって、効果が上がらなくちゃそんな名前ばかりあったってだめなんだからね。仕事やるかやらないかなんですからね。いかに西郷村の環境をよくするか、きれいにするかと、そこにあるわけですから。それで、私がバスストップの前からずっと回っていますけれども、バスストップの東口の駐車場のわきに長く1か月以上自転車かですよ、寸借自転車か、盗難自転車だね、こういうのはあの辺だって青パト何回も回っているんじゃないかい。ただ見て見ぬふりなのかな。そういうことを発見したらば、おれよく見て調査したらちゃんと防犯灯もあるんだよね。そうしたら、あそこ当縦貫道路のために寸借だか盗んだかわからないけれども、それで乗りっ放しであそこにぶん投げておってね、そういう可能性があっぺ。私の娘が高校生のとき、やっぱりそれを寸借されて折口原のほうへ行っていて、そっちからその住民が通報して警察からあつて発見したことがあるんだよね。だから、取られた人が本当に困っているかもわからないしね。そういうのも青パトというのはそういうふうな使命を持ってやっているんだっぺから、一々小林議員に言われなくてもやるようにしてくださいよ。お願いしておくけど。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの小林議員のおただしにお答えいたします。

地域安全推進協議会、ここで活動していらっしゃる方、当然役場のほうは事務局ということではありますが、活動されている方はボランティアの方たちということです。その中での活動ですので、極端にいえばきつい形でここまでやってくれという形ではちょっと言えない部分もあります。あともう1点ですが、例えばごみ問題等々につきましては、環境保全課のほうに環境係がありまして、その中で不法投棄監視員というものを置いて村内の不法投棄、これの監視に当たっております。かつ地域安全推進協議会のほうでもそういう不法投棄の部分があれば、環境保全課のほうにお伝えをして即片づける等々の措置をしておるところでございます。なお、より一層努力してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 課長ね、いろんな団体あるけれども、やっぱり私も早くそれをやってよ。盗まれている人は困っているんだから、乗る人が困っているんだからね。だから、だれでもいいんだ。そういうのを情報つかんだら即やるようにね。そんな何々会なんて言わなくていいから、担当課そこへ行って。だから課長、そういうふうによ

ってください。自転車まだあるんだからね、あのわきに。課長からそういう団体に強く言って指示したってかまわない。とにかくそういうようなことで、そういう盗まれたりいろいろして困っている、あるんだよ。だれがやるんだって、警察がやるんだって、だれがやるんだっていいんだ、おれがだからやるしかないんだけど、おればっかやっても小林議員あんまりやかましいなんて言われると、やかましくたってかまわないんだ、おれは。みんなのために、村民のために力になれば別にかまわないんですから、それね。これは理解します。

次に、村道5010号線（旧4号線上新田公道）、4号線シェル石油サービスステーション元折仁スタンドから左折して交差する村道大戸電設前の角、西口バスストップ駐車場の西端に一旦停止、左右確認の村作製看板の設置をということであります。この件についてどのように思っているのか、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2点目の質問であります。村道5010号線の大戸電設さん前の丁字路ということですが、一旦停止、左右確認の村作製看板の設置ということですが、ご指摘の位置につきましては、歩道に看板を設置する場所というか、例えば支柱を設けて看板を設置するという適地というか、そういうのがちょっと見当たらないということから、丁字路のカーブミラーがあるんですが、そのわきに一旦停止を促す看板の設置を予定いたしております。また、当該箇所を確認しましたところ、一時停止線が薄くなって消えかかっているということですので、白線の引き直しを実施したいと思います。あわせて、公安委員会のほうに対しましては、「止まれ」の規制標識設置について要望を行ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 課長から答弁ありましたけれども、再質問します。このところは4号線から左折してシェル石油サービスステーション元折仁スタンドから5010号線に、上新田の旧4号線ですね、丁字交差してすぐにまた右折してイオンショッピングセンターへ行くのに一旦停止し、左右確認しない車が多く見られ、大変危険です。私は5年前、住民生活防災会設置通告していますが、公安委員会の見解があるとのことで進展していません。ぜひとも左右確認の看板設置を交通安全、村民、地域住民のために要請するものであります。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、一時停止を促す看板を設置する予定でございます。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 課長ね、どんな形でもいいから一番いい方法でやってください。一旦停止線なんていうのはだめだから。私もそれは、今言われたようにいづらか消え

かかっているけれども、あそこよく通るけれども、もう真っ直ぐ来るときもこっちから行くときも、とにかく女でも男でもヒューッとあそこ止まらないで来るんだよね。あれは本当に危ないと地域住民にも言われているんです。小事は万事ですからね。アリの一穴から、何だ、こんなの大したことあるまいなんてね、そこからそういう大きな大人身事故になったら大変なことになってくるからね。それで、どんな形でもいいから価値的にあそこにちゃんとこう自動車の運転手がわかるように、やっぱり価値的に工夫してやってください。この件はそんなことでよろしくお願いします。

次に、3点として、高速道岩下カルバート元折仁サービスステーションの国道向かい、自転車歩行者専用道の西口のところにカーブミラーの設置をということであります。4号線の側道ですが、先月、通学の高校生からカルバートを通学のため、歩行中の小学生、ここは結構ね、岩下団地とかあるから、何というか、あっちの西郷の定住住宅ね、あっちからも来るんですね、それからウォーキングしている方の姿が、自転車が入るときに側道がカーブして確認ができないので危険な思いをしている。何度もそういう現場を見ている、出会っているとのことにカーブミラーを早急に設置して改善してもらいたいとの直接の訴えがありました。小中学生、高校生は未来の宝です。事故が起きないように強く望むものであります。高校への通学は6校、白河高校、旭高校、白河実業高校、光南高校、日大東北高校、新白河駅からの列車通学、棚倉修明高校へのバス通学等、また自転車の通勤者もおります。昨年、近くで痛ましい高校生と自動車の重大な大人身事故もありました。現地調査の上、早急に対応されることを強く望むものであります。私も早朝、ウォーキングしているとき、後ろから来た大きな部活のかばんを背負った自転車通学の高校生にたびたび出会います。後ろからおはようございますと声をかけられ、すがすがしい活力の一日となることがあります。このことを教育長にも言ったことあるけれども、そういうすばらしい高校生がいるんだと。通り過ぎていくその大きなかばんには光南高校とありました。西二中出身の佐藤勇君、プロ野球西武ライオンズ入団指名の快挙、礼儀正しいところから出るのだなど感動しました。この件について。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） お答えいたします。

高速道路岩下カルバートに歩行者、自転車が安全に通行できるようにカーブミラーの設置をということについてであります。こちらの施設管理者はネクスコ東日本ということでございます。そちらのほうに早急に設置要望をいたしてまいりたいと思います。今全国でも自転車と歩行者、あるいは自転車と自転車の事故が多発しているということで、これは日本全国の警察署のほうでも苦慮している問題であろうかと思っております。その点を強調しまして、早急にネクスコ東日本のほうに設置をしてくれるよう強く要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 課長から前向きな姿勢の答弁がありました。とにかく課長ね、前

向きに力強く、もうセールスマンの心を持って、当たって砕けるという精神でやってください。本当に高校生からの強い要望でありました。そういうことですので、この件は了承します。

次に、質問の第2、質問事項、生活環境支援行政。質問の趣旨、谷津田川河川堤防側道を生かした舗装生活道の整備をということであります。この件については5年前、オリンパス前、岩下地域の住民から、当時はジャスコ、今はイオンショッピングセンターへの買い物、生活道として整備してもらいたいとの要請がありました。前建設課長の話では、舗装整備計画があるとのことでしたが、その後、何の進展もありません。そういうすばらしい計画があったのかどうかお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） 小林議員のご質問にお答えします。

5年ほど前に、舗装計画が前課長があるという話を今されましたけれども、その件については確認とれておりません。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、前の建設課長、食い逃げしたんだね。前の建設課長がそのようなこと言ったんだよ。ここに農業委員会の東宮局長いるけれども、そちらのほうにあれのね、あの側道を生かしてやるんだというような、そのことを前の課長に言ったらば、そのようなすばらしい計画があるんだと、私には必ずと、私のコンピューターもまだ狂っているかもわからないけれども、言っていましたからね。それはいいとしてもね。じゃ、続けます。去年は狼山地域の住民、前山団地の住民から、狼山合橋から前山橋、肉の万世のところね、前山橋まで私の計測によると約600メートル。うち150メートルは舗装整備されていますが、河川堤防両側道の舗装整備をしてももらいたいと強い両道の舗装整備要請がありました。この件について村当局の考えをお尋ねします。私はこれね、今高齢弱者とか弱い者とか、それから今、前山住宅、新興住宅のかなりの住宅ありますね。あと狼山には今仮設住宅といろいろあります。その地域からそういうふうなやっぱり買い物ね、高齢者、弱者のために本当に手押し車でイオンへ行けるような、そういう自転車とか歩行者が行けるような、今砂利道でがたがたになっているからね。その側道を利用してお願いしたいということであります。この件についてお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

場所については、狼山合橋から岩下橋までだと思います。それで、現在、県のほうで河川改修をしております、岩下橋から高速の下まで約二、三年かかる予定なんですけれども、この部分については工事施工中でありますので、できればうちのほうからもお願いして舗装整備をお願いしたいなという考えを持っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 建設課長から前向きの答弁をいただきました。再質問させていただきます。この件について再質問します。一昨年、谷津田川、向原地域の河川改修が

行われましたが、河川堤防両側道の舗装整備がきれいに整備されました。これはどういうことなのか。先に整備された岩下橋から狼山合橋まで、これ8・17でやられて、そして今の肉の万世のちょっと先へ行った場所から狼山合橋まで早く河川整備されたんだけど、側道は舗装整備されなかったんだよね。どうして舗装整備されなかったのか。県と村役場担当課への説明、話し合いはあったのかなかったのか。そのとき地域住民の要望、要請はなかったのかあったのか、お尋ねします。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

今のご質問は、狼山合橋から前山橋までの舗装だと思うんですけども、狼山合橋の95メートルにつきましては、河川事業で用地が当時分断されるということで、条件で村道の一部認定して施工した経緯があります。そのほかについては、特段の舗装とか、やるとかやらないとかという話はありませんでした。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） 建設課長、住民からの要望はなかったんですか、この改修されるときには。その側道を舗装してもらいたいというような、生活道として。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

私の記憶では、その文書とか住民からの舗装の要望は聞いておりません。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、あれですね。村の対応ね、やはりこういうような大きな事業があるときは、必ず地域住民の要望を聞いて、やっぱりそのときやるのが一番効率的にできるし、本当に効果的でいいと思うんですよ。今の前原橋、それのずっと下のジャスコの南側の前原橋の前原地区のほうは、地域の住民からの要望があったんだって。だから、河川改修とともに両方がピーツときれいになっちゃったね。やっぱりあれが本当なんですよ。村もそういうことをやらないから、上新田の側道だってね、何だあれ、あの谷津田川排水路で、そこにも反対の人がいるけれども、ああいうようになっちゃうんだよ、本当に。村の推進するあれが繋がればウォーキングコースがでんとつながっていくのに、そういうふうなことになるんだね。やっぱりこういうのは検討が要る、やっぱり村はそういうのを、地域の要望を聞いてそういうのを整備するというような方向でこれからいってほしいと思います。再質問します。先月、早速この件について、県南建設事務所の鈴木秀人事業部長、河川砂防課、鈴木利季主任主査と要望事項について要請、面談してきました。本当ですよ、これですから。これ名刺ですからね。（不規則発言あり）いや、そうじゃないけど、この人と話したのはね、私は実直だから。嘘つくことしないから、これ。前にも、だから5年前にもそこ行ったんだよ、いろいろ堀川が汚いからって、県担当課、河川課というところでやったんだよ。いくらちっちゃな小林重夫だって力はあるから、やる気ですれば、今の北

海道の鈴木宗男と違うけれども、そういう点はありますよ。そういうことで、要望事項について要請、面談してきました。県の担当課は前向きに村道として認定されるのなら、村担当課と協議したいとの強い前向きの答弁がありました。この件について村当局の核心の見解を求めたいと思います。県は前向きですからね。あとは村、受けるほうが弱々しかつたらこれ全然だめですからね。村長ね、この件、私セールスマンを40年、だてにやったわけじゃないんですよ。当たって砕けるの精神ですからね。そういうふうなことなんです。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（高橋廣志君） お答えいたします。

今言われた事実は確かです。それで、県の考え方なんですけれども、基本的には堤防で管理する道路であり、舗装することまでは確約できないが、村が管理するのであれば、要望に応じて協議していきたいという回答を得ています。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） やはりね、村長、こっちの熱意だね。やっぱりそれ協議に応じると言っているんですから。そして、この事業をやるやらないは県でやってもいいし、村でやってもいいというような話をしたんだよね。だから、それは担当課と今後話し合いになると思いますので、とにかく前向きにそういうこれからの高齢化社会、弱者社会のやっぱりそういうふうに地域の住民の要望にこたえられるように、そしてまた環境もよくなります。もう舗装になると環境が悪くてだめだなんて反対しているようなおかしい人間もいるけれども、そうじゃないですから、本当にね。もう車は通らなくてもいいけれども、やっぱり自転車とか歩行者がちゃんと、そして手押し車でも買い物に行けるぐらいのそういうような整備をすべきだと私は思うんだよね。そういうようなことで村長ね、力強くですね、遠慮することなく県に、もう予算獲得から何か前向きに話し合うというんだから、村長、村長の答弁をお願いしますよ。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 県まで行っていただいて本当にありがとうございました。あの地区は本当にボックスカルバートもありますし、子どもたちの安全からいうと今の歩道も有効な手段というふうに思っております。県と詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君。

○9番（小林重夫君） じゃ、この件は本当に前向きにやってもらおうということを私は確信しまして一般質問を終わります。村長に忘れないようにこれね、ちゃんと。じゃ終わります。

○議長（鈴木宏始君） 9番小林重夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

(午後 1 時 5 8 分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後 2 時 2 0 分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第 9、1 番鈴木勝久君の一般質問を許します。1 番鈴木勝久君。

◇1番 鈴木勝久君

1. 教育行政について
2. 除染及び損害賠償について
3. 財政について

○1番（鈴木勝久君） 1番鈴木勝久。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、その前に私の恩師であります菊地芳枝先生が先ほど全国社会教育委員連合会で表彰されております。多年にわたり村社会教育に尽力されまして、ここで改めて御礼とお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、通告順に質問をさせていただきます。まず、屋内プールであります、私がこの間の日曜日、鈴木勝久活動報告書を出させていただきました。その中で、2日前に佐藤議員がこれを見ながら村長がいろいろ答弁されておりました。聞いておりますと、村長は内容についていろいろ申したいことがあったと思われる筋がありましたので、改めて私が発行責任者でございますので、村長がこの私の書いた報告書について意見並びに疑問がありましたらお答え願います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1番鈴木議員の一般質問にお答えします。

この前のチラシの内容についてということですね。（不規則発言あり）何が言いたいのかということですか。（不規則発言あり）あそこは1か所指摘しましたね。もしやめた場合にもできないのではないのかというふうなくだりがあった。あれは私も委員会に、鈴木議員も委員でしたね、委員である委員会に私も出させてもらって、そのときはやっぱり設計者とそれから土質の専門家を呼んで、3人の説明を要求しましたね。そのときに、平成23年度の繰越事業で平成24年度中に終わらさなくちゃならないということになりますと、やっぱり3月31日まで工期としてどうですかということを出して、その今の場所に村の案でいった場合はできますという工程表を示しました。それでできるわけだった。もう1つは、場所をまきば保育園にやった場合どうかということで、それはできない。要するに調査がこれから再調査になりますからということでしたね。あのときにできると申し上げていたので、あそこを書いてあるのはできないというふうに言っていますので、それは違うのではないのかというふうに言ったわけです。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ありがとうございます。私の判断で書かせていただきましたので、私は全体の流れ、今の現状を踏まえて結論を私なりに出したつもりでございます。それでですね、一番今、村民の皆様の特にPTAの皆様が関心を持たれるのは、補助金を返しちゃったので屋内プールはもうつくってくれないのか、そういう心配が多く私のところにも寄せられております。2日前に教育長が前向きに考えていくとおっしゃられたものですから、屋内プールについて今後どのような過程で進行というか進めていかれるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この前のことで、できなくなったということがあって残念ですが、しかし、やっぱり子どもたちの教育上の問題、あるいは村民の、これは社会教育施設でもあります。やっぱりいち早くこれに着手して早く仕上げねばならんという気持ちでおりますので、一生懸命早くつくりたいという気持ちでいろいろ調査をしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） それでは、前向きに屋内プールをつくっていくんだなど、そういう答弁でよろしいですね。じゃ、そう理解いたしました。それについては、私たちも一生懸命ご協力しまして、村民の皆様によりよいプールができるよう協力していきたいと思っております。その中で1つ思ったのは、なぜそういう志というか、方向は一緒なのになぜ中でもめてしまったか。私なりに考えたんですけども、それは議会側と執行側に信頼関係が築かれていなかったのかなと。工程というか、過程を見ますと何かそんな意識があって、その信頼関係の構築をこれから進めていけばいい方向に向かうんじゃないかなと、それは私が思いますけれども、村長、いかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 信頼関係がないのではないかという話でした。もちろんこれは、我々の仕事はただ1つということはみんなわかり切っている話です。そのためにはということで、何でもやらなければならないということになります。やっぱり、ではそのときにどう説明してどうわかり合えるかということですね。それがこの今回の問題に限っていえば、説明しても納得してもらえなかったということだけです。1つは、やっぱり危険だという話でしたね。危険だという判断が分かれるということになると思いますけれども、でもやっぱり素人といいますかね、結局、建築基準法とかあるいは土質学とかいろいろ問題はあります。やっぱりそれは専門家の意見を聞いて判断するしかないというふうに思っています。ですから、最終的な委員会の場所には専門家を呼んだらというふうに思っています。そのときに、専門家は大丈夫だと言ったということですから、私もそういうふうに理解してもらえと思った。しかし、それはそれ、そういうふうにならなかったということですから、やっぱりいろいろ事情はあると思いますが、これはこれでまたチャレンジしなければならんというふうに思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私の工程表を見ていただければわかると思うんですけども、その前段階がちょっと問題だったのかなと私は理解しております。続きまして、小中学校で出されております要望書にも、学校プールの使用について思う存分子どもたちに水泳をさせたいと、これが要望書の中の第1番目の趣旨でございました。前に教育長にお尋ねした議員がおられまして、その中で来年度は間違いなくできるようになると、そういう答弁をお伺いしましたので、その件についてはよろしくお願ひしたいということで、あとその中の要望書、今小林議員がおっしゃっていましたように、通学路の

整備なんです。道路の整備。これ要望書の中にも書いてあるんですけども、学校側も、私もPTA会長をやっておりましたが、学校側は継続で毎年出していると思われまます。この要望書に上がっている事例は、本当に先生方、保護者の皆様が歩いて本当に危険だなと感じた部分で要望されていると思うんです。それで、その要望書は村長並びに教育長にも渡っておられると思いますけれども、今後この要望書をどのように扱いし、この要望に書かれている通学路の整備についてどうしていくのかと、そのことについてちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしの件は、この前、連Pの会長さん方がおいでになって、私も受けました。いちいち1本ずつお聞きしましたので、関係する課に照会して計画、それも12月に回答できるように、やっぱりわからないというわけにはいかんということで、ある程度、できないならできない理由と、そういうふうに改善する何か対応をしろと書いて、12月ぐらいにはやっぱりお知らせしたいということで今やっている最中でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その要望書をできるだけ早く明確に、できれば期日まで書いていただいて、詳しく説明を書いて提出するということなのでよろしく願いいたします。

続きまして、屋内遊技場というか米村にできる……

○議長（鈴木宏始君） 1番議員、途中で大変申しわけないんですけども、ちょっと議長席まで来てください。

○1番（鈴木勝久君） 屋内遊技場と申しましたが、意味合いがちょっと変にとられがちなので、屋内遊技場を遊び場に訂正させていただきます。この遊び場なんですけれども、今回の議事にも載っておりますので、これはその場でやりたいと思うので、その前にも説明会もありました。ですから、ここは割愛させていただきたいと思ひます。

3番目、いじめ問題についてであります。前回マスコミ等々でいじめ問題について大変騒がれておりました。私も9月の議会でいじめ問題について質問させていただきました。その後の教育委員会のほうの対応はどのようになっているか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 1番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

いじめの問題についてです。9月議会で議員の皆様方から数多くいじめのことを心配していただきまして、全国のそういういじめ問題が続発していた時期でありました。今ご質問で、その後どういう状況ですかというご質問でございます。各校の状況を9月のときに申し上げましたが、現状ではその後、新たないじめ、そういう発生の報告は受けていません。その9月議会のときのことも含めましてご説明しましたが、いじめは起こり得るものだということで、各学校よく注意をして把握をしてほしいということでやっていただいておりますが、そういう中においても対応と一緒にやっていただいているせいか、いじめ、新たに報告というのはありませんでしたので申し上げます。

す。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） それでですね、前回私が言ったのは、新たな質問というかそういうのでアンケート調査というか、いじめをされていますかという言い方じゃなくて、工夫されたアンケート調査等々をしてほしいと願っておりましたが、そういうたぐいのものはされたのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

アンケート等をどういうふうにしたのかということですが、西郷村で今人権教育というのを皆様にお世話になって、予算もとっていただきながら進めています。そういう中で、たまたまこのいじめの問題が大きく発生した時期でもありまして、この人権教育とあわせて、このいじめのことを学校で積極的に取り組んでいただいているところでもあります。それで、いじめについてのアンケート調査は従来からなされていまして、各学校で実施しております。加えまして、この人権教育ということの絡みでQ-Uテストというテストを各学校実施しているところです。どういうテストなのかというと、学級におけます人間関係を含めまして満足度を調査するものでございます。学級は自分にとって満足できる場所なのか、学校は自分にとって満足できる場所なのか、そういうQ-Uテストをそれぞれの学校で実施をしていただいているところでございます。結果については、集計ができているところ、今進んでいるところ等でございますが、そのような新たなことも加えまして把握に努めていただいているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） Q-Uテスト、わかりました。もう一つ、私が危惧していたことは、教師によって大分そういうのを発見できるとか、子どもに対する心の中まで入っていけるとか、そういうのを見極める力がある人、ない人、差があると思います。小さい学校ですと、先生方も横のつながりが大変密になっておりますので、そういうお話とかされているのだなと思いますけれども、大きくなると意外とそういう横のつながりが欠けたり、先生のスキルというかそのレベルの問題ですね、発見できない、あと対応の仕方がまずかったとか、いろいろあると思うんですけれども、先生方のそういう対応とか学校の中でそういう横のつながりとか、教師間の問題についてどのように対処なさっているか、また、行っているか、その辺もお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 学校におきまして校長先生方とよく確認をし合っていることがございます。それは子どもたちの力と姿、このことで私たちは物を申すことにしようというふうにしていくことです。何をやったからとかではなくて、結果的に力、姿ということで物を判断していく、そういう教師集団でいるようにしましょうということをや、常々校長先生方と確認させていただいて、校長先生に学校経営をしていただい

と思っています。そういう中にありまして、あわせて、子どもたちに力を求めるのであれば、先生方、教師自身も力をつけることが欠かせないということで、これが2番目に確認されていることです。あわせて、学校の力だけで子どもの成長をできるというふうには考えないようにしよう。つまり校外の力、地域の力を精いっぱいお借りして「西郷村 みんなで見守りみんなで育む人づくり」ということを掲げていますので、そのことに取り組んでいこうということをやっております。今ほど申されましたように、先生方のスキルの心配をさせていただいていますが、そういう部分も確かにはないとは申し上げません。ただ、教師は1人で物事を対応しているわけではありませんで、小さい学校、大きい学校区別なく組織で学校力、学年力といったそういう組織の力で子どもたちを教育していくということに取り組んでいますので、今後もそういうことをさせていただきたいというふうに思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） もう一つですね、地域の教育力あります。もう一つ、子どもがもうちょっとどこか逃げ場所というか、親にも言えない、教師にも言えない、そういう子どもがどこかよりどころになるようなところがないのかなと思っておりますが、アイデアがありましたら教育長、よろしく願いいたします。何か新しいアイデアがあれば。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員から今、逃げ場のことのお話がありました。鈴木議員には学校のPTAに長くかかわっていただいておりますので、学校の様子を存じ上げていただいているとお言葉というふうに思います。子どもたちは親にも言えない、そういう場面、確かにあります。私たちは小さいころ、うんとありました。だから、今の子どもも確かにあると思います。さらには先生に言えないというのもあります。ですが、子どもが一番言いやすいというのか、子どもが言えるのは、それこそアンケート調査等をいろいろしますと、一番話しやすい話し相手はだれですかと言うと、やっぱり級友なんですね。友人です。ですので、子どもたち同士だと、親友という人を含めて話せないことが話せるということが多く感じられます。そういう中にありまして、子どもたちだけでつくっている組織というのが学校の中にはあります。例えば児童会という会です。それから、中学校でいうと生徒会という会です。それは子どもたちの、言ってみれば発達段階に応じた自治組織みたいなものだというふうに思います。その中で、いろいろ子どもたちなりに委員会を設けたりして活動しています。そういう中を通しての主体的な活動の中で物を言える、そういう場をつくっていくことが大変大事だというふうに思っています。過日、白河警察署のお骨折りによりまして、西白河郡の中学校の生徒会の代表が集まりまして、いじめ問題についてもその話し合い視点の一つにして話し合いをしたところでもございました。今までにない一つの取り組みだったなというふうに思っています。そのことも受けまして、学校の中で生徒会活動、児童会活動をより活発にしていきたいと思います。先生方のでつくっている、そのいじめ問題を含めた生徒指導委員会、生徒指導担

当者の委員会なんです、その会議などでこういうことについて今後積極的に話し合われながら進んでいくというふうに思っています。大変期待していることですので、今まで以上にそういうことを加えていきたいなというふうに思っています。

(「議長、議事進行」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 今、教育長のお話を聞いておまして、実は私、子どものことなものですから、やはり聞きっ放しにしておけないという気持ちになりまして、ここでちょっとお話し、教育長にしたいと思えます。今、勝久議員もそれなりのお話を聞いていてこういう疑問をしたと思うんです。実は、名前を出してもいいから、いじめに遭った、おれの娘が母と一緒に風呂場の中で何日も泣いていた、食べ物も吐いていたと言って。そうやって学校を、はっきり申し上げます。西郷一中の生徒です。いじめに遭っていた。どれほど親も苦しんだか。現実なんです。それを今、こうやってのうのうといじめはなかったという、こういうことを行政がやっていたら本当に、自殺者がいないからまだいいけれども、どれほど親がそのために苦労したか私はお聞きしました。だから教育長、もっとね、掘り下げてきちんとやっていかなかったら子どものいじめなんて見つかりませんよ。私は、はっきり名前を言えというんだからこれ申してもいいです。ただね、将来の子どもがありますから名前は申し上げますが、これ現実、私はそのように言われました。だから、西郷一中、もう一回、過去二、三年の間、本当になかったかどうか再確認していただきたい。このことだけは私一言ここで申し上げておきます。

○議長(鈴木宏始君) 15番議員、これあれだな、議事進行発言ではなかったな。

○15番(佐藤富男君) いえ、ですから教育長のね、いや、教育長の発言が私からすればまるっきり嘘の答弁だと、そう映ります。(不規則発言あり)

(「議長、議事進行」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 17番大石雪雄君。(不規則発言あり)

○17番(大石雪雄君) 17番。議事進行についてお話ししたいと思います。ただいま1番議員が一般質問中なのに、途中で議事進行をするということには大変心苦しいところですが、一言申し上げたいと思えます。ただいま教育長が児童会で苦しみを話合っていると申しましたけれども、小田倉小学校には児童会長もないし児童会もないと思うんですが、その辺はどうなのか1点目、議長のほうにお計らいしたいと思います。さらにですね、物のついででお話し申し上げますけれども、私もいじめ問題で最近になって相談を受けています。というのは、小学6年生の女の子なんです、大がかりにしないでくださいと言われておりますので、質問等にも入れていないんですが、そういう方々が大変教育長に世話になって文化センターでお世話になっていると。そういうことを申し上げれば、どなたかは教育長のほうでよくご存じだと思いますが、やはり理想論じゃなくて、せっぱ詰まった問題なんです、1番議員にはもっと突っ込んだ答弁をしていただきたかった、そういうことを申し上げて議長のほうにお計らいをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） はい。（不規則発言あり）ちょっと待ってください。いずれにしても、議事進行発言は議長に尋ねるといふふうな趣旨になっておりまして、その辺については、15番議員も17番議員も内容的に大変に深刻な内容だといふふうなお話でございましたので、とりあえず今回だけはそういうふうなことで議事進行発言ということで措置しますので。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 再度、議事進行を申し上げたいと思います。何らかの形で教育長のほうにお尋ねしたい点もありますので、全員協議会に切りかえていただけるようお願いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。議運長、お願いします。

（午後2時53分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時53分）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問を続行いたします。1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私も、実はいじめ問題に遭われている被害者を知っておりますが、学校側及び教育委員会で大変親切に対応に当たっている、私はそういう事例も知っていますので、なお一層、声に出されない人の心配をしていたわけですが、教育委員会の対応も中で見ておりますので、それは本当に注意しながらやっている事実も私は見ておりますので、その中でなおさら声に出ないそういう方についても、もっと掘り下げてやっていただけないか思っております。

続きまして、次に行かせていただきます。学習向上に向けてでございますが、今日、私は読売新聞ですけれども、国際教育到達度評価学会の発表が昨日あったと思われて、その脱ゆとり世代の問題で新聞に書かれておりました。日本が若干上積みであります、横ばい傾向であるということで、ゆとり教育を脱してこられたのかなと思っておりますが、現場では大分ギャップがあつて、その辺、まず新聞の中でありますけれども、中長期的に学習についてこられない子どもが増える可能性もあると、こう危惧する記事が載っておりました。この辺について教育長、ご意見があればお聞きいたしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員のご質問にお答えを申し上げます。

私も今朝、新聞でその国際教育到達度評価学会が行いました結果について読ませていただきました。TIMSSと略して言っているもので、従来から言われていたものです。日本の落ち込みがいろいろ言われていたんですが、今回は脱ゆとりという表現をされていますが、そういうことをもとに日本の学力、少し回復済みですと。ただし、

それはまだ小学校の範囲であって、中学校はまだ少し心配ですということを記事にあわせて書いてありました。あわせまして、学校現場でも今いろいろ話し合いをしている中の一つのことを、学力の二極化ということが言われています。この二極化について、何とかしなければならないというのが私たち西郷の先生方の考えでもあります。そういうことを通しながら、お話しありましたように、学習意欲がないのに教科、学ぶ教育内容が多くなって、高度になってついていけないのではないかという心配がされますよというのが先ほどのお話だったかと思います。そういうことについては、私どももある部分、非常にそういうことを危惧もしていますので、二極化解消に向けて努力をしていきたいと思っています。併せまして、学習すること、学ぶことの意欲がすべてのスタートになるのかなというふうに思っていますので、その意欲をどういうふうにつくっていくか、そこのところを学力向上の推進のための組織が村の中につくられていますので、各学校の先生方と一緒によく考え、校長先生方と一緒によく考えて実践していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） それで、我が当村におかれまして小中学校の現状は、学習到達度という評価でされるのかはつきりはわかりませんが、県内におかれまして、また、県下におかれましてどの程度というか、どのあたりに位置しているかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

学力の実態把握は、幾つかの方法で村の中でやっています。1つは、学習するに当たりまして、年度初めにこういう学習をしてこのくらいのところまでという目標値を決めて、それぞれ教育課程を各学校でつくっています。そのことが実際の授業の中で大体は区切りがありまして1つの単元、どの教科も単元をつくっていますが、その単元終了時にその学習の実態の把握を、学んだことがどの程度かなどについての実態把握をしています。それから、学期が3つありますが、その学期の終わりに今のこのまとめた把握などもしています。つまり学校で授業の内容に合わせて直接学校がやっている部分です。2つ目には、村のお金を使わせていただきながら標準学力テスト、これを村で実施しています。全学年にわたって実施をしています。その結果によれば、標準ですから一応全国の平均というふうになります。それと比べまして1ポイントから5ポイントほど上回っているという実態の状況でございます。それからもう一つは、よく新聞等に出てまいります全国学力・学習状況調査という全国の調査です。ただ、これは今は全部の子どもではなくて抽出された子どもが該当し、さらには希望する場合には、抽出以外の子どもも参加して行うという形になっています。西郷村では、抽出の学校に加えてその他の学校も希望していただいていますので、実質的には全学校で実施しているという形ですが、このことによれば、県の平均並びに全国の平均とほぼ同じレベルにあるということを各学校の集計等の結果で把握しています。併せまして、今年度、福島県が独自に学力の把握をスタートさせました。11月に実施しま

したが、結果はまだ出ていませんけれども、このことも全学校で学年決まって取り組んでいますので、やがてその実態が見えてくると思います。このように幾つか複合的に実態把握をしまして、それぞれの実態で全部同じではないので、それぞれ少しずつ違いがありますので、すぐれているところ、さらには落ち込みのあるところなどよく対応をしていく、そういうことをしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 続きまして、その習熟度を高めるために村側はどのような政策をとられているかお伺いしたいんですけれども、その点についてお伺いします。時間がなくて短くお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 村のこの推進をどういうふうにしているのですかということですので、お答えいたします。

もう長年にわたりまして取り組みをしていますが、まだ途中ではございますが、今年度の事例で申し上げます。平成24年度西郷村小中学校学力向上推進事業というのがございまして、その中での取り組みをしているところでございます。目標は、先ほども触れましたが、学習意欲を高め、確かな学力の育成と活用能力の向上ということでこの目標を定めて全学校で取り組みをしているところでございます。その中で柱を立てておりまして、児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学力、活用力を身につけるために以下のようなことをしております。1つは、各学校、我が校はこれだけとはいうその取り組みを決めていただきまして、そのことに目指したことをやっています。具体的に言いますと、日々の授業を充実することが何より大事というふうに思っています。さらには日課表などの工夫などをしながらということが2番目で、3番目には、学習習慣を家庭と一緒につくるということに取り組んでいます。大きな2つ目は、9年間を見通して小中学校で一緒になって行っています。3つ目は、下位の児童、この児童に対する特別な手当てを考えていくということで、進路実現を何とか図ることのできるそういう力をつけさせたいということで行っております。このようなことを通しまして学力の向上、確かな学力を身につける、そういうことを目指して取り組みをしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 具体的にですね、私は中学校3年生が進学するとき、私の息子もそうだったんですけれども、塾に行かせたり家庭教師を雇ったり、大変家庭の負担が増えてまいります。西郷は白河方面に向かって3校しかございません。白高と旭と実業で、そのほかに行きますと、大分時間とか交通費とか余計に負担がかかりますので、なるべくその方向に行きたいと思っっているんですけれども。それで、その塾とか家庭教師を雇うのには大変なお金がかかってしまいます。家庭に負担がかかります。ここで格差教育という部分が出て、お金がたんまりあるところはそういうのを利用というか、そういうところに通わせられますけれども、なかなか金銭的に難しいという、今社会情勢も厳しいので、中学校に入りましたら3年とはいきませんけれども、冬休み

とか夏休みを利用してとか、土曜日を利用してとか放課後を利用してとか、私が思っているのは、授業前に30分でもいいから朝1時間の前に補習授業なり、何か書き取りとかそういう部分とか、あと放課後ですね、6時間終わって進学に向けて新たな不得意科目をやっていただくとか、そういうことを具体的にやっていただきたいと思うんです。塾に行かなくても自分が望む学校に進学できるような、そういう体制をつくらせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

進学のことを考えて提案を今していただきまして、おっしゃっていること、非常によくわかります。親御さんの立場としての言葉としてもよくわかります。先ほど申し上げましたが、授業をまず大事にするというのが大前提です。学校では、その授業の充実を通して子どもたちに決められている力をつけたいということで取り組みをしています。しかし、そうはいってもということはやはりあると思います。その部分のことのご心配をいただいております、一層授業並びに学校での学力をつける活動、それをしっかりしなければならぬということでもよくわかりましたので、また学校と一緒に取り組みたいと思います。

具体的に提案がございました。補習授業を実施してはどうかということでもございます。これにつきましては、中学校のお話でしたが、中学校は各学校、この補習の取り組みは現在もしております。その中でのご提案で、授業前にやることはどうだということでもあります。これも非常に効果があることで、中学校でも、あるいは高校でもそういうことをなされています。これは授業前の時間の有効活用ということになるんですが、時間が限られています。その中でやるのが学校はいろいろ日課表で工夫しています。どういうことかというと、この学習タイムをとったり、あるいは読書の時間をとったり、あるいは朝の運動の時間をとったり、体力づくりのためにですね、さまざましているんです。そういう中で学力だけということになかなか授業以外にとるとすれば、授業で不足の部分というところにも出てきてというようなこともあって、やっていますがゼロ、いわゆる授業前に1週通して全部というのは少し難しさを持っているなというふうに見ています。それから放課後ですが、子どもは放課後、中学校は部活をやっています。私も校長先生によくお願いをしたりするんですが、部活は黙っていても興味があってやります。その前に、楽しい部活になるんだからその前に10分なり15分、今日の勉強したことを復習してから部活に行く、そういうことを学校全体でつくっていただけませんかなど協議をしているところでございます。土曜日のお話しありましたが、これは前にもご質問をどなたかからいただいたんですが、土曜日に行うということを実体制ではちょっとなかなか難しいというお話をしました。その分、通常の日には教員の休みを入れなければならないからです。それで教職員の増加などですね、どの自治体もそういうことを今考えていると思いますが、国のほうで教員の増員をしてくださることをお願いしながらそういうことができないかしているところと、もう一つは土曜日に出勤した分、通常の日では補えないので、夏休みなど

にまとめ取りで先生方が休める仕組みをつくれなかなど検討しているところです。いろいろ学校で工夫をしていただいております。今もお話しありましたように、それでも進路を考えるといろいろ心配しながらお金もかけてやっていますよということ、非常によくわかっていますので、また学校とよくそのことを協議しながら考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） よろしくをお願いします。

それでは、次に東電に対して損害賠償なんですけれども、これは子どもについての話です。ですが、次、2番目に除染及び損害賠償もありますので、そこと一緒にやっていきたいと思っておりますので、2番に移らせていただきます。次、除染及び損害賠償についてなんですけれども、私の前、上田議員が放射能の関係について質問されておりました。私も本当に同感であります。それで、もう私の言いたいことを上田議員が本当に網羅して言っていたなと思って、私もそれに同感なんですけれども、私も二、三質問させていただきます。まず、除染が遅れている理由、まずそこからお聞きしたいんですけれども、なぜ遅れているか。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

除染が遅れている理由は何だということですが、村が除染を行った後には除染に伴って発生した除染土壌等の国が設置する中間貯蔵施設への運び、これがまだ決まっておられません。そういった中で、村も谷津田に仮置き場を候補地として進めてまいりましたが、住民の説明がちょっと長引いた、そういった理由もありますし、それから実際にかかわる除染作業員の関係、さらに除染の対象物がさまざまな建築物や施設、さまざまな土地利用など多岐にわたり、よりよい除染方法を専門家や国、県の機関に相談する時間も必要となっております。そういった中で、福島市や他方、伊達市、こういった除染の関係を見ますと、かなり遅れているというのが福島県の実態であります。その理由の一つについては、やはり中間貯蔵施設の受け入れ態勢がまだ整っていないため、村の仮置き場設置についての村民の理解が非常に困難で、ようやく11月ごろにつくってもいいよという理解が得られましたので、今回発注の運びとなりました。そういったさまざまな理由がありますが、遅れていることは確かでございます。それは認めます。ただ、今後、そういった仮置き場も進みますので、それに向けて一生懸命頑張りたいと思っておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 上田さんが怒るのも無理はないなと思ひます。怒ってません、すみません。国が県がって、この、私聞いていてそれなんですよ。国が県が。私たちは村民の生命、身体を守る、この大前提に立っております。ですからですね、国がやらないから、県が動かないから、仮置き場ができないから、これを理由にされると、もう1年9か月たっています。1年9か月の間、何をしているんだという話なんですよね。国がやらないと動かないのか、県が指示を出さないと動かないのか。これは村

民は相当の怒りを持っています。ですから、そんな言いわけは聞きたくないというところなんです。1年9か月ですよ。こんなに遅れてですね、県が出さない、中間貯蔵施設ができない、これは言いわけにならないと思うんです。もしこれが例えば半年とか1年浴びたら何かあるといえば、こんなに悠長にしていられないですよ。それで、ずっと言っていてどれだけ影響あるかというのがわからないんですよ、まだ。わからないのにこんなにのんびりしてられるのか、私はそう思っているんです。ですから、これから除染、放射能対策をするとき、県がとか国がという言葉を出して言いわけに使ってほしくないなと。我が村はどうしたいんだ、我が村は村民の命を守るためにどうしなきゃならないんだ、その前提に立ってお答え願いたいと思います。それで、この西郷村除染実施計画、これを見ていると、県指導、国指導でやっている、そういうふうにはしか見えないんですよ、1年9か月もたっているのに。これは皆様に配られたやつだと思うんです、今年の9月ぐらいですか、一番最初の基本方針がもうふざけた言い方なんです、これ。「行政だけでは村内全域を早急に除染することが難しい。ですから、村の村民やボランティア、企業の協力をお願いします。」。これは昨日、村長が言っています自助、自助というのはね、そんな1年9か月もたって自助を期待するというのは間違っていますよ。大体これは国の政策であって、東電の怠慢で起こした事故なんです。それなのにいまだに村民の自助を当てにする、この基本方針から間違っていると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

この基本方針というのは、昨年の平成23年8月現在の方針で実施計画を組んでおりますので、現在とは多少認識が違ふと思います。これはあくまでも平成23年の実施計画、国が特措法を出したときに基本方針を決めておりますので、現状とはちょっと違っております。そのことはご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番議員、ここで休憩にしたいと思います。

○1番（鈴木勝久君） はい、よろしくをお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君が着席しました。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） そういうことで、国を当てにしないで村民の命を守るという観点から早急に、昨日で1年9か月を経過しておりますので優先順位を、これも優先順位がちょっと難しいんですけれども、今本当に子どもたちとか妊婦さんとか本当に小さ

い子どもがいる家庭、特にお母さん方は大変心配しております。ですから、国・県の指針を待っていないで早急に住宅、前回も申しましたように家にいる時間が多いんです。子どもたちの統計をとりますと、3分の2は自宅にあります。ですから、自宅周辺の除染を早急に進めていてもらいたいと思います。そのときに業者さんなんですけれども、前もお伺いしましたが、業者さんはどのような基準で選んで、まず西郷は今業者さん、どのぐらいの人を今お話ししているかというのでも聞きたいんですけれども。それと、どのぐらいの時期に住宅の除染は終了するのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

村の業者については、現在、建設業組合15社、それから9月22日で西郷村除染事業協同組合が設立いたしました。その中には建設業協会が4社、そのほか管工事組合、電気工事組合、清掃業といった業者が村内、白河を含めて今まで指名している業者は約30社ほどございます。そういった中で発注をしておりますが、重点目標は平成26年度までということで掲げておりますので、そういった中で実際に発注してみても、現在のところ公共施設と川谷地区の3戸、一般住宅ですね、発注をしておりますが、その中でどのように進むのか、まだちょっと村として把握できない面がありますので、今後そういった実施方法を検証しまして、今現在担当のほうで検討して資料を集めまして、福島市、伊達市、そういった除染をしたものを検証してどのくらいかかるのか、特別委員会の中でも皆さんにそういったものを示して、いろいろ意見を聞いて優先度の見直しもその中で聞きながら、こういった手法でやれば一番早いのか、さらには村内で示している業者だけでは少なければ、大手も借りることも相談しながらやっていきたいと思っております。今のところはそういった中で説明を、皆さんの意見を、いろんな人の意見を聞きながら優先順位については決めてまいりたいと思えます。もう一度見直してそれはやっていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） いやいや、検討じゃなくて、もう2年間で一般住宅は終わると、そう宣言できないですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

そうです。今のところは2年でやるということであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その優先度ですね、2年以内にやっていただくと私は確信しまして次に移らせていただきたいと思えます。その優先度なんですけれども、1つ大変ちょっと変な資料を見つけたんですけれども、この優先度、皆様に配られている西郷村除染実施計画（第2版）の優先度によりますと、学校関係が5、住宅関係が4、通学路が4、公共施設が4と、この辺が優先的にやっていただけると思うんですけれども、1つ入札結果を見ますと、そこのゴルフ場の除染が指名入札で落ちているやつだと思

うんですけれども、これ優先度からいくとゴルフ場は2番に書かれていますから、大分低い位置にあるのにもかかわらず、ここでこのゴルフ場を先に除染するというのには理由がありましたらお知らせください。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

当時、発注につきましては、仮置き場ができないということで、その事業所及び公共施設、自分の敷地でそういった除去土壌を保管できるということで、そういった相談がありまして、いろいろな集客施設でございますので、村内にはそういった施設も多数ございますが、当ゴルフ場からそういった切実なるお願いがございまして、優先度は低いんですが集客施設がかなりの集客施設、他県から来ますので、そういった切実なる相談を受けまして、自分の敷地の中にそういった除去土壌も保管できるということで村としては発注に踏み切った次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） まずは私から申しますと、村の村民、住民が一番先にその対象になるべきだと思っております。ですから、その辺を踏まえまして早急にしていただきたいと思っております。あと、これ除染実施で空間線量をいつも言っている毎時0.23マイクロ未満、これを1つの基準にしておりますが、私たちが要望しているのは以前と同じレベルにしてほしいと。以前は0.03から0.05がこの西郷村の空間線量だと思っております。ですから、そこに向かって除染をしていってほしいと思っております。それで、このスケジュール表を見ますと、毎時0.23未満であった場合には、当該地点の除染は実施を見送りますと書いてありますけれども、これ本当なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

当然0.23マイクロシーベルトは、測った時点で実施できないということで言われておりますが、村としては当然、全体で0.23あればそれは実施いたします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） じゃ、0.23以下でも実施していただけるということなんですね。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

当然、敷地、例えばその家が0.23、何か所かあると。さらに全体的に0.23以上あればそこは全部やります。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） いや、それは村民の方は要求していないんですよ。0.23であろうがもっと下がるように努力してほしい、除染してほしい、安心ですから。この年間線量が1ミリシーベルト以下であっても、がんとか白血病とか将来なる可能性はあると思っております。ですから、この数字にごまかされないというか、数字を頼らないで0.23以下であっても村民が望めばやってほしいと思うんですけれども、いかが

でしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） 今のところ、村内には0.23以下の場所はございませんので、今のところは心配ないと思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） じゃ早急に業者に発注して、一日でも早く除染していただきたいと思えます。

それで、この賠償なんですけれども、先日、東電の賠償が8月で打ち切りとなるという新聞発表がありました。その間、村側では線引きされてうちが補助外になった状態で、そのまま村側が改めてその賠償請求について動いていたか、動いていなかったかお伺いしたいんですけれども。県南の賠償です。4万円と30万円もらったでしょう。その後に、言葉が足りなかったですけれども、村長がなおその後も要求し続けますと言いながら、そういうことをやってきたのかと。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 賠償の去年ですね。この前申し上げましたとおり、やっぱり福島県は同じだという考えで、やっぱり線引きはしてもらいたくないということでずっと何回もやってきました。ずっと1月、2月、3月までいってということで、もう交渉が3回、4回やっているうちにデッドロックになってしまった。そのときに県があのかは基金を使ってということになりましたね。一応、納得はしないけれども、県のやつで今の部分については終わらせたわけです。ただ、やっぱりまだ、そもそも福島と同じくしてくださいという気持ちはあります。同じくするというのは、線引きの基準はちゃんとしてくださいと。例えば矢吹とか、矢吹は天栄と鏡石と石川と地続きですよ。なおかつ、しかし、向こうが低いにもかかわらず線引きされていないというのはおかしい。そこから言っていますので、同じことを今ずっとやっています、引き続いて。（不規則発言あり）はい。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 引き続きやっらっしゃるというので、なお強硬にやっていただきたいと思えます。これも少し違うのは、村が原発でこうむった被害、例えば今業者さんは賠償対象になって賠償されておりますが、その他の例えば土地の値段が下がったとか、あと自分の家で食べる野菜とかそういうたぐい等のやつの問題とか、そういうことを村がそういう積算、どれだけ西郷村の村民がそういう被害をこうむったかと、原発によって。そういう積算というのはなさっているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていることはわかっています。これは去年、賠償のやつを8月で切ったり3か月とか何かで切っていましたね。3月までのやつを年度とか暦年とかというくりができれば、それはそれで積算できる時期が来ると思えます。あとでそれはやってみたいと思えます。ただ、今度、行政については、この前資料を申し上げたとおり、特別交付税で漏れたものについては請求するというふう

になって三千数百万円でしたね。やっぱりそういうものの総体がこの被害の総体になるだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ぜひその辺を、子どものところでも言おうと思ったんですけども、お母さん方は子どもたちに安全な食べ物を食べさせたいということで、県外の食べ物とか、例えば雨の降った日、子どもたちを学校に送り迎えする交通費の問題とか、子どもたちも相当被害をこうむっております。将来的にも砂場遊びができないとか鉄棒遊びができないとか、外で遊ぶのも制限されます。そういう部分は目に見えないやつだと思んですけども、そういうたぐいの積算をしていただいて、そういう目に見えない部分の原発によって出たそういう被害、そういうのも積算していただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まさしく今言っている積算が補償の額になるべきだと。それで8万円と40万円、積算しましたね。これは追加の部分とそういうようないちがなっているという言い分です。ただ、今言ったとおり、何が幾ら、何が幾らと積み上げて幾らという説明はしていません。ですから、そこは聞きたい。いつも聞いているわけです。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） そういう部分も含めてですね、村の村民がこうむった被害を東電に休むことなく村側も要求、要望していったほしいと思います。

続きます、予算編成についてでございます。まず、予算編成は来年度2月ごろから始まるものだと思っております。今年度3月の定例会におきまして、私はこれ、1年目議員ですけども、この予算でいいのかなといういろんな疑問があった。それには前に後藤議員がおっしゃったように、踏襲的というのがもうひっかかっております。あの原発関連費用、災害費用については確かに予算が増えて計上されておりますが、それは国とか県、交付税関係で増えた部分で、そのほかについてはほとんど変わっていないのかなと思って危惧しておりました。まず、予算編成に当たって、村長は何を一番に考えて予算編成に当たられるのか、まずお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何を考えて、もうちょっとはっきり言ってもらいたいです。しかし、総体がこの世の中の状況とそれから歳入構造、それから歳出の構造、それがうまく回って安定できますように、例えば歳入欠陥になったり、あるいは税の還付金が増えたり、不慮のことがないように注意深くやっていきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私が思っているのは、その予算編成に対して村民の声が村長側に、執行部側に届いているのかなというのを危惧しているんです。というのは、以前、10年ぐらいの間に村長は行政職員と一緒に各自治体というか、行政区を回られて行政の意見を聞いていらっしやいました。2回ぐらい聞いていらっしやったのかなと思

ったんですけれども、そういうやつが近ごろ全然見受けられません。特に去年あたりは震災がありました。村民、地区の皆様から相当な要望があるのかかわらず、そういうことをしていらっしやらなかった。村側もそういう要求を吸い上げようとしている様子も見えなかった。ですから、予算編成に対して村の要望が全然わからない状態でどういうふうにつくっていつているのかなというのが、これは素人考えですけども、思うところであります。そういう作業は今度平成25年度予算編成のときにそういう意見を組み入れてくれるのかなと、また、そういう活動をなさってくれるのかなと思っておりますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 去年、下羽太、上羽太で座談会やりましたね。やっぱり一番身近に感じる座談会というのは本当に有効だと思っています。区長会、4月に委嘱状を交付したときに、今年の懇談会、引き続き区長様の日程の調整によって、いつでもどこでも行くというふうに申しております。やはり中身がマンネリに陥らないようにというふうになりますので、そういったことについては特定の議題でもいい。地域によっては除染の説明会があったり、あるいは道路の説明会があったり、いろんなことが重なってきます。しかし、総合的にやれるというのはこの区長さんをお願いするものでありますので、これについてはさらにPRしてやっていきたいと。前よりは実は少なくなっているのはご指摘のとおりです。前は毎週やったりといったときもありましたが、このところは少し少なくなってきたというのは事実であります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ですから、そういうのを組み込んでいただけるんですか。だから、そういうのを組み込むシステムをつくって動いてくれるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 座談会が一つのそういった意見を酌み上げるチャンスだということで、それを使うのかと。当然そのようにしていきたい。さらにもっと充実できるものがあれば、それもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） それでは、まず、細かくちょっと入っていきたくて思っております。まず、震災によって収入が大分下がってきているのかなと思っております。地方税、特に法人税等が大分下がっている傾向にあります。それと固定資産税も下がると見込まれておりますけれども、収入についてはどのようにまずお考えなのか、お伺いいたします。（不規則発言あり）震災じゃなくて、予算編成に当たって収入が（不規則発言あり）平成25年度どのぐらいを計上を見込んでいるって、まだわからないでしょうけれども、その下がるのはわかっておりますから、それについて私の質問の中には拡大とありますけれども、収入をどのように全体としてとらえているか、まずお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 予算編成に当たりましては、ご承知のとおり、入るを量って出る

を制す、このことによって1つの規律が必要になってきます。まず、歳入のことについてお尋ねがありました。おっしゃるとおり、平成25年度の経済状況、そしてこの震災の影響がどう出るか。さらに固定資産の減免を発動したということもあります。一番今の大きくなっているのは、経済にどう連動した歳入が見込めるのかと、その予測は如何にということだろうと思います。1つはやっぱり法人税であります。村民税のうち個人と法人がありまして、個人についてはサラリーマンに連動します。これは賃金あるいは人事院勧告、あるいは民間の活動状況に反映します。さらには今度は法人になりますので、法人は1つの会社、これが世界連結あるいは日本独自あるいは地域といったことがありますので、そういったことを今ずっと関係当局が調査をしているところでもあります。ただ、大きく見ますと、やっぱりいい状況ではないというふうに、一言で申し上げればそういうことだろうと思います。1つはやっぱり世界の経済が動いております、悪いほうに。ということは、法人税といったものについては、やっぱり多くを見込めない状況が続くだろうというふうに思っております。それから個人につきましても、やはり現下の状況を反映せざるを得ないのかということを見ますと、やっぱり少し厳格に、あるいは堅くといったことで、歳入の大どころをつかんで予測していく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 歳入の拡大の中に企業誘致とあります。これ村長も企業誘致をしたいと強く切望しておると思います。以前にもコンサルタントを呼んでという部分もありました。この企業誘致、なぜ必要かちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 産業構造の改善であります。1つは仕事といいますか、子どもたちの就職できる、あるいは人生をかけてこういったことにいそしむという仕事、サラリー、要するに収入の道をつくるというのが1つであります。もう一つは土地利用であります。土地が例えば原野のところに宅地に変換して、それから建物が建つ、あるいは償却資産ができるというふうになりますと、これは固定資産税に反映いたします。そこに1つ今度は職員、社員が働くというふうになりますと、個人税に影響いたします。さらに、その法人が利益を得るといった場合は法人税といったこと、法人住民税ですね、これに反映しますので本当は地場産業、土地から産出するものでやる内発という、もともとあるものとプラスしてやっぱり外発、ほかの力を借りる、それがやっぱり成し得る状況にあるかというふうになると、西郷はあるというふうに思っております。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） はい。そういう利点がいっぱいあります。そういう企業誘致、考えてみますと最近ここ何年間、企業が西郷村に入ってきておりません。企業がそういう利点がいっぱいあるにもかかわらず、なぜその誘致に向けて頑張っていらっしゃらなかったのか、その辺、企業誘致について今までの経緯、簡単に説明していただきたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 話がこれまでのといいますと、いつからしゃべればいいのかというところが1つありますけれども。まず、しかし、我が西郷村のことから言いますと、昭和50年代は福島県といいますか、東北では福島県の県南部がトップだったですね、企業誘致。それはやはり当時の成長政策、あるいは企業立地政策、あるいはインフラの整備がかち合ったちょうど同じ時期にあったということがあります。その次に、やっぱり同じ状況のもとにあっては、岩手、北上に1回移りましたね。なぜそういうことがあったかというふうになります、成長期においてはより働く人、人手、あるいは輸送コスト、やっぱり物流、海に近いとか輸送コストが高い、低い、そういったものの組み合わせで人は、あるいは会社は動きます。それで、どういうふうに来てたかといいますと、やっぱりこれまでの企業立地が決まっていたところを早く操業を開始していただきたい、そういうことをずっとやってきましたね。しかしながら、西郷村には、土地はお求めいただいています、塩漬けになっている土地があります。こういったところを訪問して早く起業していただきたい、そういうことをやってきました。さらには土地を今のままでは持ち得ない状況があるといった場合は、やっぱり新たなその力をあるところをお願いしたりということをやってきた経緯があります。そういうことの中において、今から4年前のリーマンショックが起きてしまった。甲子トンネルができましたし、やっぱり県南と会津は一つの連結できる地域にあるということで、地域連携を模索してきたわけであり、そういったことの中においてというふうになりますと、今度は輸出産業といった先端の技術を持っている会社につきましては、国内だけの需要ではありません。サプライチェーンといったものの中において動きますので、それをやっぱり見極めているというのが現在の状況です。それを誘致する場合は、やっぱり地元の熱意プラス会社の意欲、あるいは経済の状況、これが三位一体となって回ったときというふうになりますので、今はなかなかそういう状況にはないという状況にあります。それをしかし座視してはいかんだろうということで、浜通りの方々をどう就業構造として改善していくのかということが、今回のこの企業立地補助金、知事とやっている1,700億円プラス400億円の金、これですね。これについて前から商工課長からあったように、4社、5社ということがありました、これも直ちに今、子どもたちが就職できるのがどういうふうになるのかということ、まだまだ明らかになっていけませんので、ぜひともこういったものについてはいち早く立ち上げて、そして就職といいますか、仕事をできる口をつくっていただきたい、こういう要請を強めているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村民の皆様は今置かれている立場は非常に厳しい状態であります。派遣社員であります、おれは結婚もできないと、そういう状況であります。本当に直近というか喫緊の課題でありますので、ぜひ働き口をつくっていただき、その企業誘致を推進していただきたいなと思います。

収入の部だけやっていると、ここに地産地消、特産物の開発とか各種受益者負担

の見直しによる適正化だとか村税徴収の向上、減免、この減免制度を伺います。この震災によって羽太、大平地区は大変被害を受けています。この固定資産税の減免はどのくらい続くのか。また、土地の評価が下がりました。その辺に対する土地評価が下がった分の減免というのも考えていらっしゃるのか、簡単にお聞きしたいんですけれども。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） お答えします。

固定資産税の減免ということでございますが、固定資産税につきましては、平成23年度、この1年間のみ減免ということで、被害の程度に応じて建物であれば全壊、半壊、一部損壊、その区分に応じた減免を行いました。あと、土地についても被害の、利用が不可能な土地について減免の対象として実施をしております。平成24年度以降については、通常の課税に戻しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 1年ということは、その土地の評価は大分下がりますよね。下がっても1年しか見てくれないという、土地評価が下がったら下がったところで税金をかけるということですか。（不規則発言あり）やっていないんですか、見直しは。見直しはやっているのか、やっていないのかお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 土地につきましては、毎年評価を入れておりますので、その評価額に応じて変更、見直しをさせていただいております。家屋につきましては、平成24年度、評価がえの時期で、その標準額を3か年、同一価格で課税をしております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） じゃ、そこにいらっしゃるの、村税の徴収の向上に向けてやっていらっしゃると思うんですけれども、この状況というか、何が一番徴収、まあいいです。次に行きます。農業集落排水の事業について、この状況というか、どのようになっていますか。加入状況です。

○議長（鈴木宏始君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） お答えします。

農業集落排水の加入状況、地区別ということでよろしいでしょうか。上野原、（不規則発言あり）約60%を超した加入率となっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今60%と言われましたが、村側で条例等々でその加入状況をもっと上げれば、収入が入るんじゃないかなと私ながら思った次第でありますけれども、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。（不規則発言あり）今60%の加入状況であります。それをアップすれば、加入をもっと増やせば、もっと収益というお金が入るわけですよね。でも、強制的ではないんですよね、今。ですから、

そこを強制的にという部分は難しいのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 上下水道課長。

○上下水道課長（池田有次君） お答えします。

公共下水道につきましては、下水道法で加入は3年ということで線引きしてありますけれども、農業集落排水につきましては法的な縛りがございませんので、条例上、何年以内に参加ということでは規定しておりません。加入率を増やすためには、職員が加入していただくということで努力しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ありがとうございます。

以上をもちまして、不本意ではあります、私の一般質問を終わらせていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。

◎発言の訂正

○議長（鈴木宏始君） ただいま教育長より発言の訂正の発言を求められておりますので、これを許します。教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 先ほど鈴木勝久議員のいじめ問題についての答弁の中で、いじめをなくすための方策の一つに、小学校の児童会並びに中学校の生徒会、児童会、生徒会というふうに申し上げましたが、小田倉小学校につきましては、児童会ではなく代表委員会という名称で組織していますので、児童会、生徒会等とおわびをした上で訂正させていただきたいと思えます。申しわけありませんでした。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ここで、時間の延長などについて議運にご相談を申し上げたいので、ここから暫時休憩をいたしまして議会運営委員会を要請いたします。よろしくお願ひします。

（午後4時20分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時22分）

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりをいたします。

本日の会議を午後8時まで延長したいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後8時まで延長いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

ここで休憩をとって30分程度ですね、先ほどの15番佐藤富男議員、17番大石雪雄議員から議事進行についての発言がございまして、このことについて深刻な話で

もあるので、全員協議会を開きたいというふうなことでございますので、これより30分程度、全員協議会を開催したいと思います。執行部の方にもよろしくお願いを申し上げます。

(午後4時22分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後5時30分)

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問をもって通告のありました9名の一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後5時30分)

